

編輯局報情

# 週報

號日八十月六

第二四五號

昭和十六年六月十八日

（每週一回水曜日發行）



國民更生金庫は  
どんな仕事をしてゐるか

高原地開發とは何か  
麥類配給統制規則解説  
不良兒はいかに保護されるか  
シリア地方の情勢

五錢

露光量違いにより重複撮影



### 週報

第二四五號  
六月十八日

#### 國民更生金庫は

どんな仕事をしてゐるか

大蔵省

高原地の開發……農林省耕地課  
不良兒はいかに保護されるか  
厚生省

#### 麥類配給統制規則解説

食糧管理局

梅雨の話……中央氣象臺

シリア地方の情勢

### 週

六月十七日

六月十八日

六月十九日

六月二十日

六月二十一日

六月二十二日

六月二十三日

六月二十四日

六月二十五日

六月二十六日

六月二十七日

六月二十八日

六月二十九日

六月三十日

御参拜あらせらる。▽國內興業  
團體統合に關する要綱を閣議で  
決定す。▽婦人團體統合に關す  
る要綱を閣議で決定す。▽物價  
對策審議會の第一回總會を開催  
す。

六月十八日

▽英軍及びド・ゴール軍、シリ  
ア、レバノンに侵入の旨、英政  
府發表す。

六月十九日

▽皇太后陛下、海軍航空技術  
に行啓あらせらる。▽全販賣麥  
の國家管理令を國家總動員法に  
基づき公布す。

六月二十日

▽陸軍航空總監に土肥原賢二大  
將補任さる。▽日滿經濟懇談會  
を新京で開催。▽シリアに對し  
重大關心を有する旨、獨情報部  
長官明す。▽百億ドルの陸軍豫  
算案、衆下院を通過す。

六月二十一日

▽天皇皇后陛下下、多摩御後に

御参拜あらせらる。▽國內興業  
團體統合に關する要綱を閣議で  
決定す。▽婦人團體統合に關す  
る要綱を閣議で決定す。▽物價  
對策審議會の第一回總會を開催  
す。

六月二十二日

▽第三十六回支那事變論功賞  
（陸軍部）として英軍六百九  
十一柱に行賞の御沙汰あらせら  
る。▽對蘭印會商に對する帝國  
の回答方針正式に決定す。▽海  
軍航空隊、重慶を偵察す。▽石  
黒農林大臣、病氣のため辭任し、  
後任に兼野崎農林次官就任す。

六月二十三日

▽農林次官に三浦一雄企画院部  
長就任す。▽日ソ通商・貿易協  
定なる。

六月二十四日

▽天皇陛下、全國九帝大總長を  
召さる。聖情を御聽取あらせら  
る。▽ヒトラー獨總統、アント  
ネスコ羅馬首相と會談す。

六月二十五日

▽ヒトラー獨總統、アント  
ネスコ羅馬首相と會談す。

六月二十六日

▽ヒトラー獨總統、アント  
ネスコ羅馬首相と會談す。

六月二十七日

▽ヒトラー獨總統、アント  
ネスコ羅馬首相と會談す。

六月二十八日

▽ヒトラー獨總統、アント  
ネスコ羅馬首相と會談す。

六月二十九日

▽ヒトラー獨總統、アント  
ネスコ羅馬首相と會談す。

六月三十日

▽ヒトラー獨總統、アント  
ネスコ羅馬首相と會談す。

六月三十一日

▽ヒトラー獨總統、アント  
ネスコ羅馬首相と會談す。

七月一日

▽ヒトラー獨總統、アント  
ネスコ羅馬首相と會談す。

七月二日

▽ヒトラー獨總統、アント  
ネスコ羅馬首相と會談す。

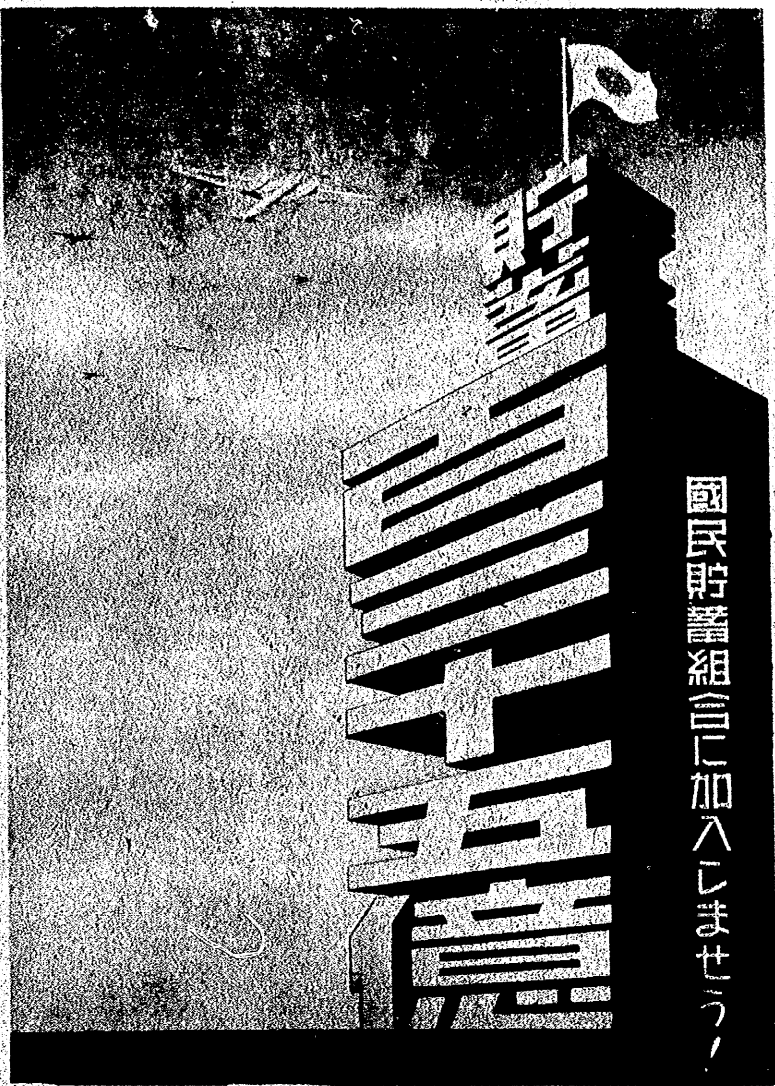
七月三日

▽ヒトラー獨總統、アント  
ネスコ羅馬首相と會談す。

七月四日

▽ヒトラー獨總統、アント  
ネスコ羅馬首相と會談す。

露光量違いにより重複撮影



國民貯蓄組(三)加入させよう

### 週報

第二四五號  
六月十八日

國民更生金庫は  
どんな仕事をしてゐるか

大藏省・二

高原地の開發……農林省耕地課……

不良児はいかに保護されるか

厚生省・三

麥類配給統制規則解説

食糧管理局・元

梅雨の話……中央氣象臺……

シリア地方の情勢………元

### 週日誌

六月七日(土)  
 △海軍航空隊、重慶を猛爆す  
 △帝國政府、クロアチア國を承認す  
 △國鐵關門トンネル貫通す

六月八日(日)  
 △英軍及びド・ゴール軍、シリア、レバノンに侵入の旨、英政府發表す

六月九日(月)  
 △皇太后陛下、海軍航空技術廠に行啓あらせらる  
 △全販麥の國家管理令を國家總動員法に基づき公布す

六月十日(火)  
 △陸軍航空總監に土肥原賢二大將補任さる  
 △日滿經濟懇談會を新京で開催  
 △シリアに對し重大關心を有する旨、獨情報部長官明す  
 △百億ドルの陸軍豫算案、米下院を通過す

六月十日(火)  
 △天皇皇后兩陛下、多摩御陵に御參拜あらせらる  
 △國內興亞團體統合に關する要綱を閣議で決定す  
 △婦人團體統合に關する要綱を閣議で決定す  
 △物價對策審議會の第一回總會を開催す

六月十一日(水)  
 △第三十六回支那事變論功行賞(勳章)として英靈六百九十一柱に行賞の御沙汰あらせらる  
 △對關印會商に對する帝國の回答方針正式に決定す  
 △海軍航空隊、重慶を猛爆す  
 △石黒農林大臣、病氣のため辭任し、後任に井野碩哉農林次官就任す  
 △農林次官に三浦一雄企畫院部長就任す  
 △日ソ通商・貿易協定なる

六月十二日(木)  
 △天皇陛下、全國九帝大總長を召され、學情を御聽取あらせらる  
 △ヒトラー獨總統、アントネスコ羅馬國首相と會談す

## 國民更生金庫は

# どんな仕事をやってゐるか

大 藏 省

轉廢業者の資産を引受ける場合の評価はどんな方針でやるか—  
どのやうな業者を對象としてゐるか—業務の内容はどんなものか—これらの問題についての解説

### 轉廢業は時局の要請

中小商工業は従來わが國産業機構中の相當に重要な部分を構成し、特殊な役割を分擔してきた。

ところが、支那事變が始まつて以來、統制經濟の進展につれて、中小商工業は少からぬ影響を受けるに至つた。

特に最近の國際情勢はいよゝ緊迫化し、物動計畫は更に強化され、いはゆる重點主義が徹底されるに伴つて、中小

商工業の前途は一體どうなるかといふことが重大な問題となつて來たのである。勿論、中小企業は大企業とは又異つた特質にもとづいて、今後合理的な存在の意義をもつばかりでなく、寧ろこの際一層、中小企業としての特質を生かして活動することが要望されてゐる方面のあることは事實である。しかし、といつて中小商工業はすべて今後もそつくり現状のままに存続するものであり、また、どのやうな手段を講じて、それを存続させて行くべきものであるとす

るのも、これまた大きな誤であらう。即ち、現在の内外の最も急迫した事態を克服して、今後大東亞共榮圈の中心としての地位と實力を確保して行くべき我が國として、國內産業機構の整備は一日も猶豫できない重要な事柄である。そのためには中小商工業についても、必要で合理的な整理統合を圖り、整理によつて轉出する業者は他の緊要な方面の職域で更生を期することが必要であつて、これによつて初めて我が國の産業全體が合理的に再編成され、人的・物的の資源が最も能率的に活用されることになるのである。徒らにその日々の現狀に安んじて、わが國産業が全體として進むべき方向に目を蔽ひ、必要やむを得ない轉廢業の事態を姑息な方法で回避しようとするのは、既に容れられない事態になつて來てゐる。

そこで、この時局の要請を自覺し、政府の指導方針にもとづいて率先轉廢業を斷行し、新しい職域で更生を期せんとする商工業者に對し必要な援助を與へることを使命とする國民更生金庫の役目は頗る重大なものとなつて來た。

國民更生金庫は昨年末、とり敢へず財團法人の組織によ

つて設立されたが、本年の帝國議會の協賛を経た國民更生金庫法が近く施行されると、この法律に基づいて設立される特殊法人の國民更生金庫に、その資産、負債、事務所、職員は一切を引繼いで、財團法人自身は解散する豫定である。この財團法人の業務はいろゝの情勢から現在までのところ未だ十分には具體的な成果を擧げるに至つてゐないが、最近の中小商工業者側における轉廢業の計畫も次第に具體化してゐるので、金庫もこれに應じて、近く活潑な活動を開始することになるであらう。

そこで、この際、金庫はどのやうな業者を取扱の對象とするか、金庫の業務内容はどんなものか、また、最も重要な點である金庫が轉廢業者の資産を引受ける場合の評價額はどのやうな方針に基づいて決定されるか等の問題についてできる限り具體的に説明しよう（なほ、國民更生金庫については昨年十二月十八日の週報に發表されてゐる）。

### 更正金庫設立の趣旨

國民更生金庫が開設されて以來、商工業者から相當の申

込があつた。ところがその申込の内容について見ると、國民更生金庫の創設の趣意が十分に徹底してゐなかつたためでもあらうが、性質上、金庫では取扱ふことのできないものが寧ろその大部分を占めてゐたのである。國民更生金庫法の第一條によると、金庫は「時局ノ要請ニ應ジ轉業又ハ廢業ヲ爲ス商工業者ノ資産及負債ノ整理ヲ促進シ其ノ更生ヲ圖ル」ことを目的としてゐる。即ち、第一に「轉業又ハ廢業ヲ爲ス者」であることが、金庫を利用するのに必要な資格であるが、實際に金庫へ申込んだ者は、例へば現に營業を繼續してゐる業者が高利の借財を返済するために資金の借入の申込、玩具商からの運轉資金の借入の申込、會社員が新たに小賣業を始めるための資金の借入の申込、或ひは菓子屋からのアパート建築資金の借入の申込等、要するに轉業とは全く關係のない申込が頗る多く、これらの申込者に對して、金庫では庶民金庫とかその他適當な金融機關に紹介して、その方で相談して貰ふことにしたのである。

尤も、金庫の利用者は轉廢業者に限るとはいふものの、例へば、業務の大部分を廢止するもの、或ひは廢業ではな

く休業であるが、休業時間が相當長期に亘り、再開業の見込のないもの、或ひは企業の間により資産を處分して業主としての地位を離れ、合同企業の従業員となるもの等の中には實情からいつて、轉廢業と同様に取扱ふのを妥當とするものもあるから、これらの者については、純粹の轉廢業とはいへないが、やはり金庫では轉廢業と看做して取扱ふ方針である。

次に轉業または廢業は「時局ノ要請ニ應ジ」て行はれるものであることを必要とする。「時局ノ要請」だけでは頗る抽象的ではつきりしないやうであるが、例へば、國際情勢の變化による輸出の不振、物動計畫の強化による原材料の配給の減少、或ひは物資の配給統制のために必要な配給機構の整備等の原因に基づいて政府の指導方針に従つて轉業または廢業しようとする事業者がこれにあて嵌る。金庫業務の運営に當つては政府の方針にもとづいて轉廢業者、更に具體的にいふと、直接には地方廳の指導を受けて轉廢業の計畫を進めた者を時局の要請に應ずる轉廢業者として取扱ふ方針であるから、實際問題としては時局の

要請に應ずるものか否かの區別は十分に明瞭となるわけである。

全く任意的の轉廢業者、例へば、從來の營業によつて既に相當の利益を蓄積したから、この際前途に見切をつけて轉廢業しようとする業者があつたとしても、これは金庫の對象とはならないのである。

#### 金庫の對象となる業種

それでは、現にどんな業態について政府の方針にもとづく轉廢業計畫が進行中であるかといふと、商業方面では最も進捗してゐるのが米穀商と旅客自動車運送事業（ハイヤー、タクシー業）である。工業の方面では中小機業、ゴム製品工業、アルミニウム加工工業、機械鐵工製品工業等が數へられる。その他の業種についても今後の情勢に應じ、次第に轉廢業の計畫が具體的に取上げられることになるであらう。

それでは、轉廢業の計畫は一體どのやうに樹てられるかといふと、これは業種により當然異つて然るべきものであ

る。また、各地方の實情も斟酌する必要がある。轉廢業を餘儀なくされた原因とその程度によつても整理の形態が異つて來るであらう。要は各場合に最も適合した方式をとればよいのであつて、強ひて劃一的な型にあてはめる必要はない。

既に部分的には整理計畫が實行に移されてゐる米穀商と旅客自動車運送事業は、企業合同の方法によつて業者の整理を行つた實例であるが、實際に起る轉廢業の形態または企業の整理統合の態様は頗る多種多様なものと豫想される。同じ企業合同であつても組合または小組合の形によるもの、株式會社または有限會社の形によるものがあり、また、合同のやり方によつては合同に参加する個々の業者について見ると、轉廢業と看做し得るものもあれば、さうでないものもあり得る。企業合同の方法によらないで一部の優秀企業だけを存続させ、非能率的な企業を廢業させる整理のやり方も勿論ある。何れにしても、それが時局の要請に應じた轉業または廢業であれば、總て金庫の對象となるのである。

### 引受資産の管理と処分

次に、以上のやうな轉廢業者のために國民更生金庫はどんな業務を行ふかを説明しよう。

金庫はまづ轉廢業者の轉廢業によつて不用となつた舊業務の資産の管理と處分を引受けるのであるが、引受に當つては同時にその資産を一定の評価額で處分することを約束するのである。その引受評価額を、例へば一萬圓と假定する。金庫が一萬圓の評価額で引受けた資産はそれが實際には七千圓でしか處分されなかつたとしても、最初の約束通り一萬圓を轉廢業者に支拂ふのである。

反對に、もしその資金が一萬五千圓で處分できたとする、金庫は一萬圓ではなく超過額を含めた一萬五千圓を轉廢業者に支拂ふのである。尤も、金庫の引受評価額は後に述べるやうに非常に轉廢業者にとつて有利な基準で決定されるので、このやうな事例はまづ殆んど實際には起らなうであらう。

右の引受評価額を金庫が轉廢業者に支拂ふ時期は、引受

資産全部の處分を終つたときを原則とする。處分に非常に

長期間を要するやうな場合には、最長五年位で一應決済

し、引受評価額の支拂ひを済ませることになるが、何れに

せよ、建前としては引受代金は即時拂ではないのである。

これは差當り必要のない場合にも、すべて現金を交付する

ことになつては、通貨膨脹その他の悪影響を生ずる虞があ

るからである。しかし、實際問題としては轉廢業者の大部

分は舊債の償還その他の舊業務の整理、轉業轉職等のた

めに資金の必要に迫られてゐることは想像に難くない。そ

こで、これらの者に對しては、金庫は資産の引受評価額、

即ち右の例でいへば、一萬圓を限度として何時でも貸出の

申込に應ずるのである。その貸付の利率は三分四厘程度に

する。

貸付の擔保或ひは保證として、引受資産のほかに擔保物

を提供させたり、保證人をたてさせたりすることはしない

方針である。また、貸付元利金の回収は引受資産の處分代

金を回収に充てることを建前とし、轉廢業者のその他の資

産または収入に對し、債權者としての權利を行使しない方

針である。要するに、この關係だけからいふと、貸付を受けた轉廢業者は、國民更生金庫にその資産を引受評価額で即時に買取つて貰つたのと同様の結果になるわけである。

なほ、轉廢業者が舊業務用資産の管理處分を金庫に委託し、資金の貸付を受けても、なほ、償還し得ないほど多額の舊債を負つてゐる場合に、その者が他に資産収入もなく、全くやむを得ない事情にあるときには、金庫は右の引受資産評価額を超えて更に轉廢業者のために債務の引受或ひは債務の保證をすることができ。但し、この場合には債權者にも應分の犠牲を拂はせることが妥當と考へられるから、金庫の肩代り又は保證に先だつて話合ひの上、債務の條件の緩和、減免を圖らせることにならう。

最後に金庫が引受けた資産を處分するまでの管理方法と、これに要する費用について一言したい。資産の管理の方法は、資産の種類に應じ、また場合によつて適當な方法をとらせたいと考へてゐる。勿論、原則としては金庫が自ら管理の任に當るのであるが、そのほかに同業者の組合または合同企業に管理を委託し、或ひは轉廢業者自身にその

まゝこれを預け、金庫のためにはこれを保管させることも

考へてゐる。保管費用は例へば、引取つた建物を賃貸した

場合のやうに保管中の資産から収益を生ずる場合、或ひは

前に述べた引受評価額より高く處分できた場合などには、

その収益または超過額を管理費用に充當する。しかし、こ

のやうな場合は寧ろ例外であつて、一般には資産からは收

益も生ぜず、引受評価額よりも高價に處分されることも極

めて稀であらう。その場合、管理費用を直ちに轉廢業者自

身に負擔させるとすると、その負擔能力の關係からいつて

無理な場合が多いので、このやうな場合には、管理費用も

すべて金庫が負擔するのである。

### 引受資産の評価方法

國民更生金庫が轉廢業者の資産を引受ける場合の引受評価額は、以上述べたところから明らかな通り結局、金庫が轉廢業者に對して必ずその價額までは支拂ふことを確約する價額であるから、その評價方法如何は金庫の業務の中心となる最も重要な問題である。また、不用資産の評價が如

何に決定されるかは、業者の轉廢業の計畫を樹てるに當つて、まづ最初に考慮する重要な問題である。

金庫の引受評價額の評價方法の根本方針は、「一應營業を繼續するものとしての妥當な評價額」に據るのである。即ち、營業に屬する資産を個々のばらばらのもので区分する場合の値段ではなく、これらの資産がその營業に一體となつて生きて働いてゐるものとしての評價額に據るのである。では、具體的にはどのやうな手續でこの趣旨に協つた評價額が定められるのかといふと、これに關しては十分な慎重に適切な評價を決定するために特に評價委員會が設置されたのである。この評價委員會は中央と各府縣に設けられ、中央では商工省で例へば、土地建物はどういふ方法で評價するか、米穀商の何々式の精米機は大體どの位の價格を基準として評價するか、といった評價基準を轉廢業者資産評價中央委員會に諮問した上で決定し、地方では地方廳が右の中央で決定した基準にもとづいて實地を調査の上、個々の土地、建物、精米機の評價額を轉廢業者資産評價地方委員會に諮問して決定する。國民更生金庫は、この地方

廳の決定した通りの評價額で引受けるのである。

かやうに一見複雑な手續を経ることにしたのは、金庫の引受評價額は金融機關の鑑定價格のやうに一般に行はれる評價方法によるわけに行かず、時局の要請に應じ轉廢業者の轉廢業の實行をできるだけ容易にするやうに十分な考慮を加へた特殊な評價をする必要があるからである。中央で決定すべき評價基準は、先般來度々轉廢業者中央委員會の専門委員會や部會を開き慎重に審議した結果、各業種を通ずる一般的の基準として「國民更生金庫引受資産等ノ評價方法基準」「土地及建物ノ評價基準」を決定し、特殊の資産に關する特別の基準として「炭火販賣業者ノ資産評價基準」「旅客自動車運送事業者ノ資産評價基準」を既に決定した。今後は必要に應じて、その他の業種にも特殊の基準を設定する管で、織布業者、ゴム製品工業業者、アルミニウム加工工業業者等の織機その他の特殊の機械設備等の評價基準については引續き委員會で審議中である。こゝでは既に決定された評價基準について簡単に説明しよう。

### 評價の一般原則

まづ、「國民更生金庫引受資産等ノ評價方法基準」は評價方法の一般原則を定めたもので、評價の方法を資産の種類別に見ると左の通りになる。

- (一) 土地、建物は營業を繼續してゐた時と同様の條件を有するものとして見た時價で評價する。
- (二) 機械その他の固定設備は、その据付に當つて相當多額の運搬費、据付費等の費用を支出してゐるとともに、著るしく不利な値段でなければ處分できないことに考へられる。金庫へ持込むやうな場合には、その機械を使用する營業が整理されるために轉廢業するのであるから、なほ更のことである。そこで、單純な時價で固定設備の評價をすることは、金庫の業務の建前からいつて適當でないので、これらの機械その他の固定設備は再取得價額、即ち現在新らしく購入して据付けられる場合の價額から、その機械等の減價償却をしたもので評價することにした。この減價償却も普通の場合の

やうに經過年數で償却せずに、現状から見た今後の耐用見込命數を基準として償却することにした。例へば、一般耐用命數が三十年の機械を既に十年間使用した場合であつても、入念に使用したためとか、部分品を取替へたために、今後なほ二十二年間使用できると認められる場合には、十年ではなく、三十年から二十二年を差引いた八年に相當する償却をするわけである。

- (三) 原料、商品等の運轉資本に屬する資産は、時價で評價する。詳しくいふと原材料、貯藏品等は再仕入價格、製品は生産者の販賣價格、商品は、卸賣商の場合には卸賣販賣價格、小賣商の場合は小賣販賣價格によるのである。公定價格または協定價格のあるものは、實際には大體それによることになるであらう。金庫に商品を引受けてもらふ場合には、市場で販賣する場合と異つて、販賣經費を要せず、貸倒れを考慮する必要がないから、この評價方法は轉廢業者にとつて有利に過ぎるやうな感もあるが、價額算定の便宜上、このやうに決定されたのである。

なほ、半成品、仕掛品或ひは禁制品などのやうに時價を求め難いものは、大體、完成品或ひは類似品と權衡をとつて評價を定める。

(四) 特許權、實用新案權等は、同種權利の賣買價格等から推定した時價による。有價證券は市價で評價する。

(五) 以上の原則を一貫して適用すると、例へば、貴金屬製品のやうに取得當時に比べて非常に時價が低落してあるものなどは、頗る酷な場合も起るので、このやうなもの、例外として當初の取得または製作價額を對照して評價することができる。

#### 營業權(のれん)の取扱ひ方

次に議會でも最も論議の焦點となつた、いはゆる營業權(のれん)をどう扱ふかの問題である。これの根本的な建前として國民更生金庫は、營業權のやうに抽象的な資産の引受はできないので、金庫が引受けた資産の評價に當つては營業權的要素を加味する方針をとつたのである。その方法は、まづ當該營業の轉廢業直前の一定期間の實際の營業純益を一

定率を以て還元するのであつて、例へば、過去三ヶ年間の平均純益が千圓であつた場合、これを一定の還元率、例へば年一割で還元した金額、即ち、この場合では一萬圓をその營業總體の價額と一應見る。そして前に列挙した方法で個々の資産について算出した評價額の合計が、この場合八千圓であつたとすると、一萬圓と八千圓の差額二千圓が、個々の資産の評價には含まれなかつた營業權の價額になるわけである。尤も、金庫は前に述べたやうにこの二千圓を營業權といふ抽象的な資産の價額として引受けるわけにゆかないので、更にこの二千圓を個々の資産の評價額に按分加算した價額で引受ける順序になる。

なほ、實際問題として、極小規模の業者については、金庫が引受ける程の資産も殆んどなく、適確な營業純益の額も不明瞭であつて、評價に困難な場合も随分多いことだらうが、このやうな業者についても、その者が従來その營業を主な生計の資としてをつた場合には、十分にその實情を考慮して、總資産を少くとも三百圓を下らない價額に評價できる便法も特に設けてある。

#### 土地建物の評價基準

次に「土地及建物ノ評價基準」である。土地は前述のやうに時價で評價するの原則とするが、具體的な評價方法としては、地租法に基づく賃貸價格を一定の適正な利率で還元した額を目途として算出することにした。建物も同様に時價主義を原則とするが、これは家屋税法に基づく賃貸價格を一定の適正な利率で還元した額を目途とすることになつた。但し、新築税法に基づく賃貸價格は目下調査中で未決定であるから、それまでは舊分の間、各地方における現行賃貸價格または隣接建物、同種建物の賃貸價格から推定した價格でこれに代へる。

なほ、右のやうに賃貸價格から還元した額を一應目標とはするが、例へば、その營業の便宜に供するために、特にその土地、建物に加工、改良、工作等の費用を投じた場合には、十分にその點を考慮することになつてゐる。それから、宅地建物價格統制令に基づいて價格の制限を受ける土地建物は、その制限價格を評價額とし、それ以上の價額は

一切認めない方針である。

#### 評價決定の特則

以上の基準は各業種を遡する一般的な原則であつて、普通の商業者の轉廢業の場合には、大體この一般原則だけでもすべての資産の評價を行ふことができると思はれるが、業態によつては特殊の資産を有するものとか、特別の取扱を必要とするものがあつて、一般原則に對する特則ともいふべきものを定める必要が生じて来る。現在、特則として既に決定されたものは米穀販賣業者の店舗の造作及び精米設備に關するものと、タクシー、ハイヤー業者の自動車に關するものである。

「米穀販賣業者ノ資産評價基準」は、まづ米穀商の店舗は精米所、置場及び賣場の用を兼ねるために特別の加工、改良又は工作をしたものが多いので、これらの造作の評價には特別の基準を設けたのである。その評價は建坪五坪以下るときには一率に五百圓とし、五坪を超えものは坪數を増加することに一定の額を加算する。但し、一坪當り加算は



總坪数の多いもの程減することにした。店舗として賃借した建物に自ら費用を投じて設備をした場合も、これ十分に評価されるわけである。

次に精米設備は電動機（又は發動機）、精米機、傳導装置及び昇降機を一括してセットとして取扱ひ、これに對し、その機械の能力、型式別に細かく決定した基準価格を適用する。基準価格の一例を挙げると、一馬力の電動機は百七圓、精米機は八十八圓五十錢、傳導装置は百十六圓十錢、昇降機は百五十三圓四十錢、据付に要した諸費用は百九十圓、合計六百五十五圓になつてゐる。

ところが、右の一セットの中で電動機を除外し、残りの機械だけを金庫に持つて来た場合の、評價額は各機械設備とも三割を右の基準から減額することになつてゐる。これは處分し易い電動機だけを除外して處分し、他の方面でこれを流用する者ができると、企業整理統合の趣旨に副はない結果を生ずる虞もあるので、これを防止するために特別にこのやうな扱ひを規定したのである。

米穀商の以上に述べた以外の種類の資産、例へば營業用

の土地、商品等はすべて一般原則に従つて評價される。

次に「旅客自動車運送事業者ノ資産評價基準」はハイヤー、タクシー業者の自動車の價額の評價基準を定めたものである。自動車は中古車の協定價額に、いはゆるナンバー代、即ち自動車一輛についての權利金を加へた價額基準價額とし、評價に當つては車輛の現状、地方の實情を斟酌して評價額を決定する。

このナンバー代の定め方は場所によつて標準を異にし、東京市や大阪市内は一輛千圓程度とするが、認可車輛數十輛以上の都市では、これよりもやゝ低く定め、その他の地方では更に低く定められたのである。

なほ、旅客自動車運送業者のガレージその他の資産が一般原則で評價されることは米穀業者の場合と同様である。また、右の自動車の評價基準はハイヤー、タクシー業者でない者の所有してをつた自動車には適用されない。即ち、これらの者の自動車は一般原則によるのであつて、ナンバー代のやうな特別の取扱は受けられないのである。

X X X

以上で國民更生金庫が時局の要請に應じ轉業または廢業する商工業者のために、どのやうな援助を與へようとするものであるか、大體の輪廓だけは傳へることができたと思ふ。

### 更生金庫の機構

最後に、近く國民更生金庫法に基づいて設立される國民更生金庫の機構の概略を説明しよう。

現在の財團法人國民更生金庫の基金の總額は二百萬圓であるが、法律にもとづく特殊法人である國民更生金庫の資本金の總額は二千萬圓であつて、その内千九百萬圓は政府が國債證券で出資し、残りの百萬圓は全國の金融機關が結成してゐる全國金融協議會から出資する豫定である。また、金庫は拂込資本金の十倍、即ち最高二億圓を限度として更生債券を發行することができ、その發行を容易にするために政府が元利支拂の保證をすることになつてゐる。

金庫はこの債券の發行によつて得た資金で轉廢業者の資産の管理處分の引受、轉廢業者に對する資金の融通、轉廢業者の債務の引受と保證その他の業務を行ふのである。な

は、債券の最高發行限度が二億圓であるから、金庫が引受け得る資産額も最高二億圓に止まるかに一應考へられるが、實際には二億圓の資金は運轉資金として折返し使用されるから、金庫の引受け得る資産の額は二億圓の數倍にも及ぶことができるのである。

また金庫の業務は前に述べたやうな評價基準その他全く採算を度外視した條件で轉廢業者の舊業務の整理、新職域における更生を支援するものであるから、その業務を行ふに當つては相當に巨額の損失が豫想されるが、この損失は政府が補償することになつてゐる。補償金額の限度は現在六千五百万圓に決定されてをり、假に引受資産の評價額の五割の損失を生ずるものとする、金庫は一億三千万圓の資産を引受けすることができるわけである。差當り、これで十分と考へられるが、もしこの補償金額では不足するところが明らかになれば、必要に應じ増額される筈である。

以上のやうに擴大強化された國民更生金庫が、現在の財團法人に代つて設立される時期は大體七月初旬の見込で、目下その豫定準備は着々と進行中である。



いままで殆んど農業的に顧みられなかつた高原地方の未墾地は全国に數十万町歩あるといはれる。この處女地を開拓し、戦時下の食糧問題解決に協力しようとするのが高原地の開發である。

わが國の耕地面積は昭和十四年末、内地において六十七万八千町歩、その内、水田は三百二十万九千町歩、畑はこれよりやゝ少く二百八十六万九千町歩である。耕地の面積には年々移動がある。その原因は、開墾によつて擴張されるものがあると同時に、一面には、耕地が宅地、工場敷地となり、或ひは道路、鐵道、河川、水路敷地等となり、又は風水害等のため、荒地と化する。その結果、耕地面積は絶えず増減し、その位置も移動しつゝある。市街地に接続してゐる農業地をなるべく維持して、過大都市の弊害から免れ、一面、生産を擧げる。いはゆる生産緑地として利用してゆくことが必要であるにも拘はらず、緑地は漸次建築地に遷り、農業地は減少する傾向にある。

にある。

農村では工業の急激な發展により、勞働力の大集團的移動と土地饑饉のため、主要食糧の増産計畫にも大きな支障を來す憂もある。

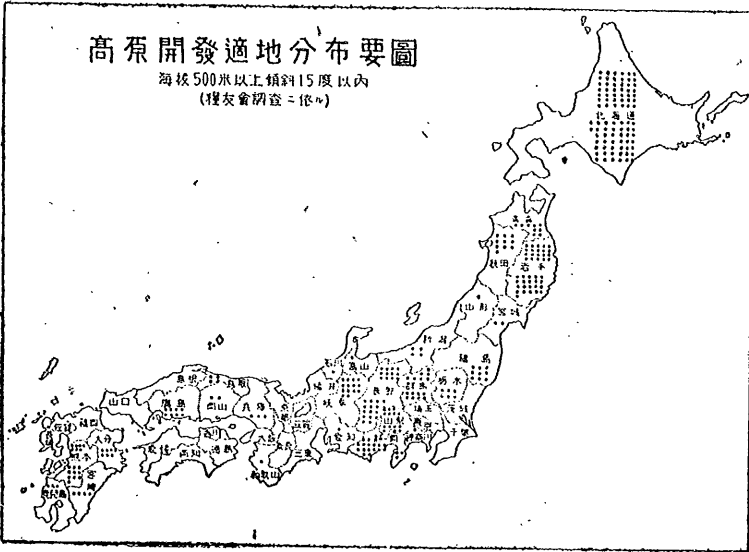
× × ×  
事變を契機として、わが國の人口はいくら増殖しても足りないほど、國家の事業は膨脹しつゝある。昭和十五年十月一日に行はれた國勢調査の結果によると、わが國內地の總人口は七千三百一十一万四千三百八十八人である。すなはち五年間の増加数は三百十六万六千六十人に及んでゐる。

かくして耕作面積の不足、農村勞働力の減少、人口の増加等により食糧供給關係はますます窮屈になつて來たのである。

× × ×  
國土利用の割合が幾何を以て適當とするかについては、その國の事情によつて一様ではないが、試みに、諸外國における國土と農耕地との割合を見ると、ハンガリー、デンマークの六割を最大とし、英領印度、イタリヤの五割

内外、ドイツ、フランスの四割、スペイン、ベルギー、オランダの三割、イギリスの二割三分、アメリカの一割七分等であつて、わが内地はこれよりやや少く一割五分八厘にあたる。苟くも國土の利用が適正を得て、農耕適地を完全に利用することは、農産資源を確保し、國力を伸張する上から最も緊要である。一國における農耕地が少くても國民の主要食糧を外國に仰がなくてはならないやうな状態では、眞に國民生活の安定を期する所以ではない。

× × ×  
國土計畫設定の方針は日滿支を通ずる國防國家體制の強化を目標として、人と物との配分を國土との關聯において総合的に、合目的に構成せんとするのであるが、農は國の大本なりといふ指導精神から、國防國家の建設場所は決して都會ではない、田舎である。従つて國防國家體制の強化を最高目標とする日本の國土計畫は、農業及び農民問題が他の一切の思索に先んずべきであることを、いま新日本の黎明を約束する國土計畫の發足にあたり深く認識する必要がある。農産物の原價採算が廉いからといふ理由で、これを外地に依存することはよくない。工業の地方化計畫においては、勞賃や地代が廉いからといふ理由で、生産力の高い肥沃な農



(中央の點はだいたい五歩町か歩町か  
二歩町か三歩町か四歩町か五歩町か六歩町か七歩町か八歩町か九歩町か十歩町か  
の割合を以て示す)

地をやたらに潰し、農村を破壊してはならない。殊に我が國のやうな國土の狭少な島國では、一寸の土地と雖もそれが利用を全からしめ、祖國の土地の上に國民生活の基礎を確定し、食糧の自給と民族の發展とを不可分の一體として、國土の綜合的利用、開發、保全の途が講ぜられねばならない。これがためには出來るだけ國內において開墾事業を進めるとともに、臨時應急の措置としては、農地價格の騰貴を抑制し、無統制な農地の潰廢を防止し、宅地及び閑地の利用を促進し、進んでは主要農産物の作付調整をなす等の方途を講じ、以て現下の食糧並びに主要農産物の生産確保増進に資する對策を樹てる必要が生じて來るのである。最近、國家總動員法に基づく臨時農地價格統制令並びに臨時農地等管理令が制定實施されるに至つたのも、このやうな理由によるのである。

では、わが國には今後開墾等により農地として開發することのできる適

地が幾らあるかといふに、昭和十三年に調査したところによると百六十二万餘町歩ある。その内、水田となるものが四十七万町歩、畑となるものは百十五万町歩といふ相當大きな面積に上つてゐるがその場所は全國各地方に亘り四十万ヶ所の多きに及んでゐる。このうちには、比較的小さい面積の開墾適地が相當多いのであるが、數百町歩或ひは數千町歩に亘る大規模の開墾適地もまた各地に散在してゐる。

かやうな開墾適地は、最近公布された農地開發法に基づいて開發されることになり、比較的大規模のものは、農地開發營團によつて計画的に開發されることになつたのである。

ところで前に述べた百六十二万町歩の開墾適地の外に、従來、高度的耕作



限界の土地として考へられ、殆んど農業的に顧みられなかつた高原地方の可耕未墾地が、はつきりした調査ではなないが、數十万町歩或ひはそれ以上に及ぶものがあると言はれてゐる。

かゝる高原地方において、山岳特異の自然的條件を利用して合理的農業を行へば、玉蜀黍、稗、粟、燕麥など、低廉豊富な飼料作物は勿論、殆んどすべての作物の栽培が可能であるばかりでなく、かゝる高冷地帯こそ、栽培上幾多の有利な條件を具備してゐることが、近時著るしく認められて來た。殊に、秋の早期出荷市場に聲價を擧げてゐる甘藍、白菜、セルリ、タマシヤ等、冷涼の氣候に適する蔬菜等には、高原は最も優越せる氣候條件を有するのである。



農業地域の類型は、谷の上中下流や、丘の麓と中腹、頂上等における栽培作物の變化によつて形成されるが、荒川の

デルタに發達した東京を中心とする農業地域は、ラーバン地帯(沼津、静岡)化せんとする都市近郊農業地帯から秩父山中の非生産地帯まで、延長凡そ十五里に亘る十三度等温線内に工場、住宅、農業混用地帯から順次外圍に向つて、市場園藝及び混同經營形態の集約農業地帯、混同經營農業地帯、粗放地帯、放牧地帯、高原放牧地帯を有する。

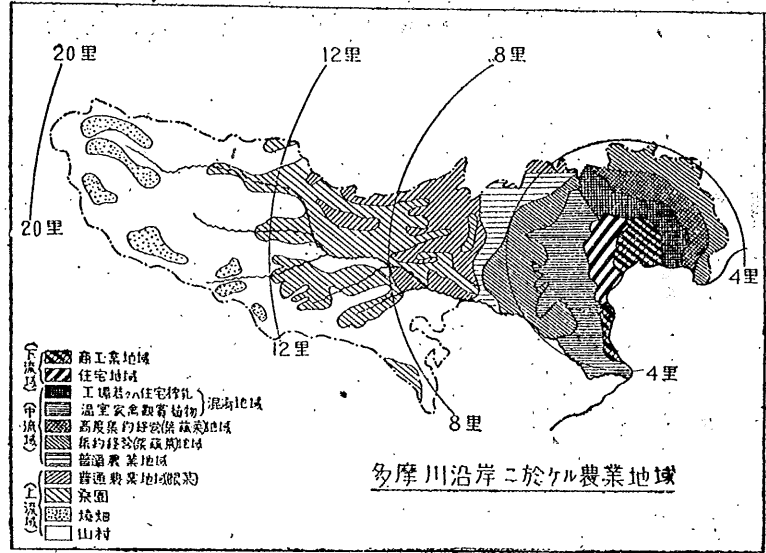
富士山麓、大宮口に展開する農業地帯を第一帯、第二帯、第三帯と區分すると、第一帯は園藝地域(高等栽培、蔬菜栽培、果樹栽培) 高距三米乃至五十米、氣温十六度、第二帯下部は普通農業地域(林業を加へたる農作、蔬菜栽培) 高距五十米乃至百米、氣温十五度、第二帯上部は同じく普通農

業地域(蕎麥、粟) 高距百米乃至二百五十米、氣温十四度、第三帯下部は山林地域(根菜、養蠶、林業を加へたる穀物) 高距二百五十米乃至五百米、氣温十三度、第三帯上部は同じく山林地域(仔牛放牧) 高距五百米乃至八百米、氣温十二度となる。

わが國で著名な高原といへば、中部日本では八ヶ岳山麓の粗原、念場原、野邊山原、淺間山麓の六里ヶ原等九州では九住高原、阿蘇外輪山、雲仙岳等、中國地方では船通山、大山、三瓶山を中心とする高原等が挙げられるが、これら高原の大部分は、海拔一千米乃至一千五百米以上の火山の裾野又は盆地におけるカラマツ、白樺地帯である。

今まで、海に面した地帯で田畑として耕されて来たのは、せいぜい海拔五、六百米までの土地であつた。そして富士山麓における高距水平帯にも見られる如く、農業地域の高度的眼界は、養蠶を加へた穀類農業地域であるが、霜害を受け易い山間部に甘藷、大豆、桑等を栽培したり、數年に一回は必ず凶作の循環して来る東北地方や北海道に暖地作物の稻を作ること、果して適地適作といへるかどうか。

千米を超すやうな高原にも焼畑式の原始的な開墾をして、蕎麥や玉蜀黍を作り、土地が作物を生まなくなると、その土地を



捨てて他所に移る、いはゆる掠奪農業を試みたものもある。このやうな自然に背いて、土地から奪ふことしかしない農業では、百姓の生活を樹てて行くことは出来ないのである。

緯度を北へ上つて行くと寒冷地帯に近づくと、土地は高く昇るとまた寒冷地帯に入る。緯度十度(千軒)以上の水平距離に對し、内地では年平均十度以内の氣温の差があるが、高度距離一軒に對しては年平均五・五度といふ顯著な差がある。従つて、低緯度地方における高海拔の高原地帯と同一温度状態が、高緯度地方では平地において見出さ

れる。例へば、淺間山麓追分の緯度三十度二十分、海拔一千里の温度状態は、緯度四十三度四分、海拔一五・一メートルの札幌の平地農業地帯のそれと酷似してゐる。

淺間山麓追分の季節的気温の變化は冬零下三・三、春五・八、夏一一・七、秋九・八で年平均七・五度であるが、これを海拔六一一メートルの松本平に比べると、冬零下〇・八七、春八・五、夏二二・四、秋一一・二で年平均一〇・三度である。

中部日本の高原農業地帯は平地農業地帯に比較して、このやうに低温であるが、一日の中の最高温度と最低温度との較差は概ね大であつて、七月最高二五・三、最低一五・八、較差九・五度に對し、海拔七メートルの沼津では最高二八・七、最低二・一八、較差六・九度である。従

つて、高原では晝は比較的多くの日照によつて温度が上昇するが、夜間の温度の降下は著るしい。

緯度の高い地帯と、海拔の高い地帯とでは、平均気温は同じでも、農業立地には著るしい相違がある。

北歐や北米、スイスの高原、または北海道の北でも農業は立派に営まれてゐる。八ヶ岳、御嶽、乗鞍岳等でも海拔千二、三百メートルの所に水田がある。この邊の気温は札幌とほぼ同じである。札幌は北海道における米作の中心地帯であるが、内地で海拔千二、三百メートルの地帯は恐らく米作の高度的限界であらう。そこに寒地農業と高原農業との立地の相違がある。

高原の大部分は傾斜も少く、殆んど

平地に等しい火山の裾野や臺地であるが、土地は保水力の悪い、火山灰のポロポロした土で、そのまゝでは作物に適した土地ではない。その上、気候は寒冷で、稲のやうな暖地作物を主として考へた場合、高原は作物の育ちよい場所ではない。さらに烈風冷雨を伴ふ高原では、風に強い野菜や灌木のやうなものしか生育を許さぬかも知れない。

高原では六月初めに晩霜を見ることがある。こんなところに、暖い気候を好む稲や甘藷などを作るとしたら、大きな害を興へるであらう。桑にあたへる害も大きい。

高原では九月初めに初霜が降りるところも少くない。それまでに、とりのれの大部分を終るやうな作物はい

が、稲や大豆のやうな生育期間の長い作物は、大事な収穫のすぐ前に、大きな霜害を蒙ることになるだらう。

高原開發の問題は、農業が自然の中に入り込んで、自然の法則に従つた新しい農業の形式によつて解決されねばならない。

厩肥は土地をよくし、地味を肥やすにはなくてはならぬ肥料である。作物を作る前に、土地を造ることが大切である。そのためには、家畜と家畜の飼料になる牧草が豊富にあることが先決条件である。

高原はこの點で極めて恵まれてゐる。家畜の好むシバ、ス、キ、萩、ヨモギ等が常によく生育する。生ひ茂るクマザ、も家畜のよい飼料である。夏

涼しい高原の気候は、家畜にはかへつて住みよいところである。これらの點から見ると、家畜の飼育は、高原の自然に適した危険のない有利な經營であるといへよう。

オホーツク海に面した網走の火山灰地帯に、家畜の飼育を農業經營に織り込んだ酪農が發達してゐる。そこで乳を出し、バターを生み出す乳牛が六

若し、海拔千メートルの高原の土が食物を生み、そしてそれを作る百姓の生活を立派に支へることが出来るならば、時局下食糧等重要農産物増産のために、農村人口保有のためにも、この廣大な高原に向つて計画的な開拓が始められねばならない。それは、轉換期におけるわが國低地農業に對し再出發の進路を拓く所以であらう。

TOKYO GAZETTE  
"FIELD SERVICE CODE"

東京ガゼット叢書 第一輯  
英譯  
「戰陣訓」

中島所  
編輯部  
東京ガゼット社  
定価 三十錢  
東京九ノ内、橋本町  
電話 二六五二、二八三番

中 賣 發 下 目



# 不良児は如何に保護されるか

少年教護事業の話

厚生省

## 少年教護事業とは

今やわが國は、大東亞共榮圈の確立に向つて邁進しつゝあるが、この大東亞共榮圈のためには物的資源の必要もさることながら、これを活用する多數のしかも優秀な人材を最も必要とする。そしてその対策としては、一方において人口の増強を圖ると同時に、他面、第二國民たる兒童の保護を怠らず、その心身の健全なる育成に努めねばならない。

殊に、將來有爲の少年がその成育の途中で途を誤り不良化するやうなことは、本人や親兄弟のために悲しむべきことであるばかりでなく、國家のためにも憂慮すべき問題である。

そこで少年の不良化を豫じめ防止し、また、既に不良化し或ひは不良化する虞れのある者に對し出来るだけ早期に適切な保護を加へ、やがて成長してからは健全な國民として國の役に立ち得るやうに種々の方法を

講ずることは、極めて重要な事柄である。少年教護とはこのやうな事業である。

この事業は、明治三十三年に制定された感化法に源を發し、その後數回の改正を経て、昭和九年に少年教護法として公布施行され、それ以來これを中心として少年教護の事業を行つてきてゐる。その目的はさきに述べたやうに（一）少年の不良化を防止し、（二）既に不良化し或ひは不良化する虞れのある少年を、出来る

だけ早期に發見して保護するとともに、その心身の正常な發達を遂げさせるために各般の科學的方法と相俟つて、教育の力により將來立派な皇國民たるべく鍊成し善導することに

ある。では、その少年教護法の内容はいつたいどんなものか、以下それを説明してみよう。

## 少年教護法とは

少年の不良行爲の芽生えは幼少のころに既に萌してゐるものである。そこで、出来るだけ幼少の頃に適當な保護を與へて善導することが極めて肝要である。

少年教護法は、少年法による保護處分が實施されてゐない地區では、

十八歳未満の少年を對象としてゐるのであるが、少年法による保護處分の實施されてゐる地區では満十四歳未満の少年を對象としてゐる。すなはち、幼少のうちには保護の手を差延べるところに本法の重要な意義があるのである。

この少年教護法は、わが國社會法制として最古の歴史をもつ感化法に源を發してゐるのであるが、昭和九年本法の施行によりまづ従来の「感化」といふ文字を「教護」と改め、この種の少年の處置に當つて、教育、保護の立場から善導すべきことを明示してゐる。次にこれら少年の院內教護（收容保護）の施設として後に述べるやうな少年教護院を全國の各道府縣に設置すべきことを規定し、更に新

たに院外教護の施設としてまづ全國に少年教護委員の制度を設け、該當少年の早期發見と少年不良化の防止に努め、また、收容保護を必要としな

い程度の少年を、居宅のまゝ委員の觀察に付しその善導を圖るほか、委員をして少年教護院退院者の觀察に當らしめその豫後の指導に全きを期することとしてゐる。次に、少年教護院に入院させるまでの差當つての

法は

(一) 不良行爲をなした又はその虞のある少年を早期に発見し早期に教護する

(二) その施設として少年教護院といふ院内教護施設を設置するほか、少年教護委員制度を設けて進んで院外教護に乗り出した

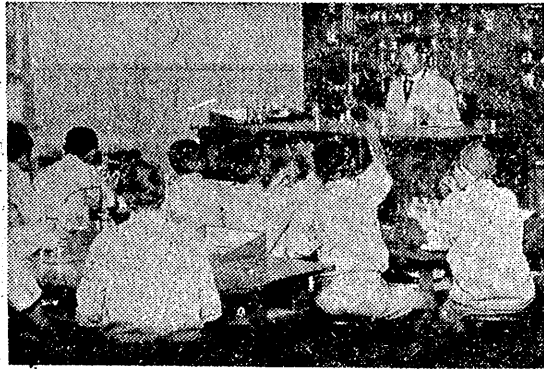
(三) 少年の教護に科學的方法をとり入れて少年鑑別機関を設けることが出来る

大體以上のやうな三つの點に特徴を持つてゐるのである。

### 少年教護事業の現状

それでは、現在はどうなふうになるか、それを眺めてみよう。

現在わが國における少年教護院は國立のものが一、道府縣立のものが四七、その他認可を受けた公私立の



理科授業

ものが三、合計五一あり、またこれらの少年の心身の状態を科學的に鑑

別する少年鑑別所が十五ある。そして少年教護委員は約一万三千人あつて、全國に亘つて置かれてゐる。なほ、これ等の施設に協力するものとして、各道府縣廳、市町村、警察署、國民學校を始めとし、方面委員、工場などがあり、少年教護法の施行に關する事務を取扱つてゐる中央官廳としては厚生省社會局兒童課がある。また、少年教護思想の普及徹底を圖るとともに本事業の進展を期するため、厚生省社會局兒童課内に日本少年教護協會が設立されてゐる。

では、これらの事業の實際について概略を説明してみよう。

#### 少年教護院

少年教護院はその源を感化院に發

してゐる。感化院は、明治十八年に設立された東京感化院が、そのはじめだと言はれてゐるが、今日の少年教護院は名實ともに昔の感化院では



ない。

少年教護院では、前にも述べたやうに温い愛護の精神で、いはゆる家族舎の制度をとり、院長はじめ教

#### 道徳の稽古

職員がそれ／＼およそ十數名の生徒とともに一家庭をつくり、常に寢食を共にし、両親に成り代つて日常生活の面倒から家庭教育の任にまで當るのである。これらの職員は主人も奥さんもして子供までも、全く生徒と一しよになつて一意専心生徒の善導のため、あらゆる角度から犠牲的に盡力してゐる。

更に教室では、國民科、理數科、藝能科等の教科を授け、また、運動場を設けて體操科の教育に資するなど、國民學校令の趣旨に則つて將來立派な國民たるべくこれが鍊成に努めるは勿論、作業場、農場等を設けて木工、縫工、鐵工、印刷、農業等の實業科を授け、勤勞の精神の涵養とともに、生徒の將來におけ

る職業生活に資するやうに努力してゐる。

従來、やゝもすれば、少年教護院を少年の刑務所のやうに考へる人も少くなかつたが、以上に述べたやうに事實は全くそれと違つてゐるのであつて、そのやうな誤解はぜひとも一掃したいと思ふのである。

#### 少年教護委員の活躍

少年教護委員の制度は前にも述べたやうに、昭和九年少年教護法の實施によつて新たに設けられた。今日ではその數約一万三千に達し、その活躍も少年教護院の職員に劣らず、一方において各自の業務を有する繁忙の身でありながら、全く奉公の精神を以て、少年の不良化防止、或ひは教護を要する少年の早期発見、そ

の院外救護のために、献身的の努力を拂つてゐるのであつて、まことに感激のほかはない。

これ等委員には宗教家、教育家、社会事業家など、人格識見ともにすぐれた人々が選任されてをり、その活動に多大の期待がかけられてゐる。

一體、不良行爲といふものは、多くは病氣のやうに種々な原因が集つてゐるとき、ちよつとしたきつかけから始まつたものが、これを放任しおくうちに次第に良心を蝕み遂には常習的行爲となるものである。だから少年の不良化は、出来るだけ未然に防止しなければならぬととも、一度不良の悪習に陥つた場合は、できる限り早い時期に発見すること

が大切である。少年救護委員の第一の任務はこの不良化防止と早期発見



野外出て農作業の習

にある。そして第二の任務は、いはゆる院外救護即ち少年の行状、交友

関係、學業或ひは職務の勤惰など少年の生活状態一切に對し不斷の注意を拂ひ適當な保護指導を與へてその性行の改善を圖るのであつて、これを觀察といつてゐる。

だから少年救護委員は學校の先生、父兄等は勿論、警察、勤務先などと出来るだけ密接な聯絡をとつてその子供の指導、監督に遺憾なきを期さねばならないから、その勞苦は察するに餘りあるのである。一口にいへば少年救護委員は少年の保護網の先端、第一線であり、少年の親ともなり、兄弟でもあり、先生でもあり、時には友達ともなつて指導誘掖に努めてくれるのである。

少年鑑別所  
一口に不良少年、救護を必要とする

る少年といつても、これにはいろいろある。

例へば變質や低能といふ病的原因为主となつてゐる者もあれば、家庭環境その他本人の生活の経歴のやうな環境的原因が主となつてゐる者もある。この前者の中でその程度の甚だしいものは、むしろその不良性を矯めるといふことよりその病的原因の除去に努めねばならないのであつて、これは他の適當な施設、例へば白痴院や精神病院に入院させる方が適當なのである。このやうな場合に、醫學的に心理學的に社會的に、いはゆる「要救護少年」を鑑別して果して教護院に入院させることが適當かどうかを定める必要がある。

この科學的鑑別を行ふのが少年鑑

別所の任務の一つである。

次に、教護院に入院させるとしても、少年の性狀、知能程度等によつ



幼年組の工作

てそれ／＼適切な救護を施さねばならない。そのためにも、醫學的、心理學的、社會的見地から鑑別して、救護上参考となるべき指針を與へね

ばならない。これも少年鑑別所の任務の一つである。

更に進んで鑑別所は、不良少年發生の原因を科學的に探究しその發生防止に示唆を與へ、また、一般の兒童の教育養護上の相談指導にも當り、不良化防止に貢獻することも將來の任務として考へられる。

### 少年の不良化防止に協力しよう

以上は少年救護事業の現状についてその極めて大要を述べたのであるが、今日、救護を必要とする少年は遺憾ながら數万の多きに上つてゐる。それにもかゝらず現在少年救護院で救護を受けてゐる者は三千人足らずであり、加ふるに事變の影響



としてこの種の少年が増加する傾向にあるのであつて、さきの歐洲大戰に際して諸外國において不良少年が激増した事實に徴しても、少年教護の施設を擴充強化する必要を痛感するのである。

しかしながら「豫防は治療にまさる」といふ諺のやうに、不良化する以前に防止することが最も肝要である。そして、少年の不良化防止のためには、學校、工場、警察をして一般家庭の親達が協力しなければ、その効果をあげることはできない。従つて、これら各方面の方々が、いかに本事業が時局下ますますその重要性を加へつゝあるか、そして殊に、本事業が幼少な少年をその対象として幼少の頃にその不良

化の芽を刈り取らうといふ、いはば抜本革新的な事業であり、これを完遂することによつて現在頻發しつゝある少年犯罪をむしろ絶滅し得るものであるところに注目され、認識を高められんことを望むのである。

わけても本事業の対象とする少年が幼少であるが故に、國民學校の先生方や一般家庭の親達に特に深い理解を持たれるやう切望する。國民學校では既に各學級に教護係或ひは教護主任のやうなものを置いて少年教護院或ひは少年教護委員と密接な連絡を取つてゐる向もあるが、すべての國民學校にこの種の連絡機關を設けて児童の不良化の防止と萬一不良化の虞れある少年を發見したならば時を移さず適當な處置を取られるや

うに少年教護委員若しくは少年教護院等と連絡していただきたい。

また、一般家庭の親達は學校とよく連絡して子女の家庭における教育に萬全を期し、不幸にもこの種少年の發生を見た場合には、學校の先生なり少年教護委員なり少年教護院なり或ひは警察、市町村役場、道府縣社會課、その他少年鑑別所等最寄り機關に早く何事も打明けて相談して適當な處置を取るやうにせねばならない。

言ふまでもなく、児童は家の實であるばかりでなく、貴い國の寶である。陛下の赤子である。この貴重なる國の寶を愛護し立派に成長させることは、國民すべての責務であると思ふ。



## 麥類配給統制規則の解説

食糧管理局

麥類の配給統制については、從來政府でその一部の買上を行ふとともに大麥、稗麥及び燕麥については「麥類配給統制規則」、小麥については「小麥配給統制規則」、小麥粉については「小麥粉等配給統制規則」によつてそれら配給統制を實施して來たが、現下の食糧事情から食糧需給の調整を圖る必要はいよゝ大きいものがあるので、政府では先に販賣される麥類について、原則としてその全部を買入れることにし、各道府縣に對してその供出基準數量の割當を行ふとともに、その買入時期、集荷の方法、買入價格及び賣渡に關する手續等を決めて、去る五月十六日食糧管理局長官の名を以て各地方長官宛に通牒した。

そして、これに伴つて從來の麥類關係規則の内容を一部改正することにし、取敢へず大麥、稗麥、燕麥及び小麥について新たに「麥類配給統制規則」を制定し、去る六月九日公布即日施行したのである。

以下、この規則の概要を説明しよう。

### 形式

今回新たに制定された麥類配給統制規則は、形式上次の二點が從來の規則と異つてゐる。

第一は、從來、大麥、稗麥及び燕麥については麥類配給統制規則で、また小麥については小麥配給統制規則

で規定してゐたが、これを更めて麥類配給統制規則一つに纏めたことである(規則第二條)。これは今回政府が原則として販賣麥類全部の買上げを断行するとともに、その集荷のルートと方法も各麥とも同一なので、兩者を區別する必要がなくなつたからである。

第二は、今までの規則は何れも昭和十二年法律第九十二號(輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律)に基づいて制定したのであつたが、今度の規則は國家總動員法による勅令、即ち生活必需物資統制令に基づいて制定したのである(規則第一條、昭和十六年閣令第十四號生活必需物資指定規則改正第一號)。従つて、從來の麥類配給統制規則及び小麥配給統制規則は本規則の施行と同時に廢止されたのである(附則第三項)。なほ、罰則の適用についても附則第四項の經過規定の場合を除いて當然國家總動員法の罰則が適用されるわけである。

### 内 容

新規則の内容の中で從來の規則と異つてゐる主要な點

は次の三點である。

第一は麥類全部について、その集荷ルートを明確に規定したこと、第二は從來の集荷過程中における横流れを防止したこと、第三は精麥の製造設備に對し許可制を採用したことである。

#### 第一 集荷ルートの明定

從來の規定によると、小麥配給統制規則には第一次以降の集荷ルートについて一應の規定があるが、舊麥類配給統制規則には第一次の集荷ルートのみを規定し(舊麥類配給統制規則第一條)、それ以降の集荷ルートについては何等の規定もなかつた。そこで、新規則ではこのルートを明確に規定したのである。即ち

農會の出荷統制または販賣斡旋などによつて麥類を買受け、又は販賣の委託を受けた第一次の集荷機關である販賣組合または取扱ひ商人等は、この麥類を第二次の集荷機關である販賣組合聯合會、または地方長官の指定する麥類取扱業者の團體以外の者に對して販賣し又は販賣の委託を爲すことを得ざること(規則第六條)。

また、第二次の集荷機關である販賣組合聯合會はこれを第三次の集荷機關である全購販聯以外の者に、地方長官の指定する麥類取扱業者の團體はこれを政府以外の者に販賣することを得ないこと(規則第七條第一項及び第三項)。全購販聯も亦これを政府以外の者に販賣することを得ないこと(規則第七條第二項)。

を明確に規定してゐるのである。但し、燕麥については政府で買上げをせず、たゞ縣單位の集荷機關までの集荷ルートのみを規定した(規則第七條第四項)。

#### 第二 横流れの防止

從來の規定によると、大麥稗麥及び燕麥は農會の斡旋さへあれば、最終消費者でも自由に生産者、地主等から購入が出来てゐたし舊麥類配給統制規則第一條、また小麥も農會の承認によつて當該市町村内に居住する者の自家用消費に充てる場合は、販賣組合または取扱業者から販賣することを認めてゐたが(小麥配給統制規則第四條但書)新規則ではかうした集荷過程中の横流れの枝を總て切斷し、前述の第一次集荷機關は、その買受け又

制規則取扱要綱」で販賣組合の加工に對する地方長官の承認については當該組合の加工能力、從來の實績、同種加工業者の操業状態等を參酌の上、毎月その數量を指示して、これをなさしめることにしたのである。しかし、精麥と製粉はその加工數量も比較的多量であるし、從來各府縣における食糧備在の一因ともなつて來た事情に鑑み、近く農林省から精麥及び製粉の基準數量を指示する豫定で、販賣組合聯合會の精麥及び製粉についても右に準じて取扱はせる方針である。なほ、販賣組合と同聯合會の精麥は、本規則の定めるルートに従つて販賣さるべきは勿論で、政府としては、精麥の買上は原則としてなさないことにしてゐるから、全購販賣まで集荷させ、これに對して配給の指示を與へる方針である。

次に從來の小麥配給統制規則第五條の規定によると、第二次集荷機關まで集荷された小麥は、地方長官の指示によつて當該道府縣内消費用に販賣することを認めてゐたが、本規則ではこの横流れの枝を切斷して、原則として全部全購販賣または政府に販賣させることにし（規則

第七條第一項及び第三項）、たゞ例外として特別の事情によつて地方長官の許可を受けた場合にはこれを認めることにした（同但書）。この特別の事情による許可は、種子用麥、事故麥等で全購販賣または政府に販賣し、又は販賣の委託をすることが特に不適當と認められる場合に限るのであつて、地方長官がこの場合許可をなさうとするときは、必ず農林大臣の承認を受けなければならないことになつてゐる（取扱要綱第八）。

第三 精麥設備に對する許可制度

從來、製粉設備については許可制度を實施して來たが、精麥設備についてはこの制度がなかつたため、事變以來の食糧事情や飼料入手難等によつて製粉設備と同様に精麥設備も亦濫設の虞があるため、精麥の製造設備の新設、増設または改設をなさうとする者は、總て農林大臣の許可を受けなければならない（規則第十二條）ことにし、この許可申請書には、精麥の製造設備の新設、増設または改設を要する理由、場所、臺數、型式及び製造能力、その他參考となるべき事項を記載し、地方長官を經由して

申請することにし（取扱要綱第十）、また現在の製造設備については、附則第二項によつて一定の事項を本規則施行後三十日以内に農林大臣に届出なければならないことにした。なほ、規則第十二條の前述の許可は、新設、増設については勿論、精麥能力を増加するための改設についても當分の間許可しない方針である（取扱要綱第十）。

第四 その他

その他の事項は規則第九條の寄託命令の規定を除き從來の小麥配給統制規則を踏襲したのであつて、農會の出荷統制と販賣轉賣の方法（規則第三條及び第四條）、規則第十條の政府の強制買入等も從來の規定と同様であるが、たゞ規則第九條と第十一條の寄託命令及び配給に關する命令は、從來の小麥配給統制規則第七條のやうな個別の處分でなく、一般命令とするやうになつた（生活必需物資統制令第五條乃至第七條）。

なほ、從來の小麥配給統制規則第八條のやうに一定の省の帳簿記載義務は、本規則では一應削除したけれども、販賣組合聯合會、聯合農業倉庫業者及び地方長官の

指定する麥類取扱業者の團體等の帳簿記載は従前通りこれをなさしめる方針である（取扱要綱第十二）。

寫眞週報 (六月十八日號)

- ☆ 樂ヶ野の鐵壁陣
- ☆ 貯蓄をわが家の中心に
- ☆ 全村挙げて貯蓄報國
- ☆ 學生の新生活
- ☆ 鍊る早稲田
- ☆ ペンと馬鈴薯
- ☆ 油にまみれて學生の機械化部隊
- ☆ 光榮の國兵
- ☆ だがをばつた兵隊さん
- ☆ 激戦下に建設はすむ新中國
- ☆ 捨てものなし國の富

定 價 十 錢

# 梅雨の話

## 梅雨は—日本獨特のもの

昨年は今頃は毎日雨が降らないといつて大騒ぎをしましたが、今年はいよいよ梅雨が降り始めましたので、今のところあまり水不足の心配もないやうです。今月の十一日が梅雨の入りでしたが、年によつては梅雨になつても潤梅雨で、雨が降らないで困ることもありますが、今の模様ではその心配もあまりなさうです。

梅雨になりますと、毎日のやうに雨が降るので、湿度が大きくなりまします。また気温も割合に高くじめじめするので、物がしけたり、食物に黴が生えたりします。このためによく身体を悪くする人がをり、衛生に注意しないと云々いけません。この雨は田植や、水道や水力電気などのためにはなか／＼大切な雨です。

さて、梅雨は日本獨特のもので、世界にもあまり例がありません。次の頁にかゝれた表をごらん下さい。そこには東京、ベルリン、ロンドンなど各地の毎月降る雨の量をあげてあります。東京のところを見ますと、六月頃と九月頃に多くなつてゐるのが分ります。六月は梅雨による雨、九月は颱風による雨で多くなつてゐるのです。

### 中央氣象臺

世界各地の降水量(耗)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
東京	52	71	110	133	159	166	184	102	240	195	90	66
ベルリン	38	35	42	37	52	52	76	55	46	49	40	42
モスクワ	84	68	77	74	57	43	20	25	70	140	122	101
サンフランシスコ	32	25	21	36	54	57	79	71	48	70	38	38
ニューヨーク	46	39	39	42	43	57	61	56	52	70	56	51
サンフランシスコ	82	85	90	93	79	88	91	103	80	102	55	96
サンフランシスコ	136	101	83	19	19	4	0	1	17	17	53	79
ボストン	1	3	2	0	3	494	638	318	189	32	11	0
ロスアンゼルス	101	91	79	17	10	1	0	1	6	13	31	46
トロント	94	51	24	16	8	1	1	0	12	44	63	126
マニラ	25	11	19	32	114	241	418	414	362	187	141	63
北京	3	2	17	37	26	40	200	143	54	33	4	1
北天	5	7	19	27	59	88	162	151	78	39	24	9

んでゐるさうです。このやうに梅雨は極東アジア、特に日本に特有な天候なのです。

## 場所や年でちがふ入りと明け

梅雨は大體六月の初旬に入り、七月の初旬に明けますが、その日付は場所や年によつて随分違ひます。平均して見ますと、東京では六月十二日に梅雨に入り、七月十三日に明けます。しかし南方、例へば九州の方では入りも明けも早く、鹿児島では入りも六月九日、明けが七月十一日頃です。これと反対に、北の方では遅れて、秋田では六月十四日が入り、七月

二十二日頃が明けで、更に北の北海道ですと、やつと六月二十日になつて梅雨に入り、七月二十七日頃に明けます。しかも、年によつては梅雨が現れないことがよくあります。すなはち、梅雨は南から始まり、北に移つて行きます。以上にあげましたのは極く大よそのことで、年によつては梅雨の入りや明けが早くなつたり遅くなつたりします。また殆んど梅雨にならないうで、いはゆる潤梅雨に終ることもあれば、早くから梅雨に入り遅くまで梅雨が明けないこともありま



### 梅雨は――

#### 日支の合作物

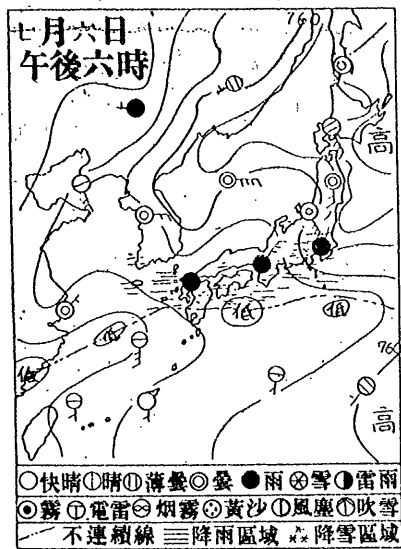
次に、一體梅雨とはどういふ現象で、どうして起るのだからかといふ疑問が出てくることと思ひます。

まづ、梅雨の時の天気圖をお目にかけませう。

この圖でお分りのやうに梅雨の時の特徴は、オホーツク海から日本にかけて氣壓の高い所があり、また、小笠原の方にも氣壓の高い所があることです。オホーツク海、日本海の高氣壓は冷い海水で冷されて出来た密度の大きな空氣が集つて出来たもので、こゝからは冷い空氣が北東の風になつて吹き出してをります。

はまだ記憶に新しいことです。さうかといつて梅雨が永びきすぎてもいけません。昭和九年は八月になつても奥羽地方は梅雨が明けず、毎日のやうに雨が降り、ほとんど太陽の顔を見ませんでしたので、ひどい凶作になりました。

なるか遅くなるかが豫じめ春のうちに分りますと、今後のいろいろの對策に大變宜しいのですが、残念ながら今のところ實用になる程の豫想はできません。何しろ随分先の天候ですから、大變難かしいことではあります。大切なことですからいろいろ研究が進められてをり、また、數年前までは思ひもつか



なかつた明後日の天氣豫報も出来るやうになつたことなどからみますと、將來、梅雨の豫報が出来る時代の来るのもさう遠い話ではないでせう。

一方、小笠原の高氣壓は大氣の環

流が主な原因となつて出来たもので、こゝからは暖い濕つた空氣が吹き出します。

この二つの氣流はちやうど内地の南東の沖で衝突し、暖い南西の氣流は密度が小さいので、冷い北東の氣流の上に吹き上げられます。この二つの氣流の衝突する所が天氣圖上の不連続線として、それを境にして風向きが正反對になつてゐるのが分ります。

さて、冷い北東の氣流の上に昇つた濕つた空氣は、氣壓の低い所に行きますので膨脹して冷えます。このために、その中に入つてゐた水が凝結して水滴となつて落ちて來ます。これが不連続線の北側の雲

や雨の原因です。しかし、この不連続線だけでは二つの氣流が衝突する勢ひが弱いので、ほんの小雨ぐら

ゐしか降りません。この頃になりますと支那の揚子江から次々と低氣壓

が出て來てこの不連続線に沿つて進みます。それで低氣壓が近づいてくると雨が強くなり、通過すると雨は弱くなりますので、降つたり止んだりの本格的な梅雨となるのです。つまり、梅雨になるためにはオホーツク海から日本海にかけての高氣壓、小笠原の高氣壓、この二つの高氣壓の境である不連続線、揚子江から出てくる低氣壓、この四つものが必要

で、どれ一つ缺けても完全な梅雨にはなりません。ですから、梅雨はかなり複雑なもので、世界にあまり類

がないのも不思議はありません。

### 梅雨は――

#### 夏の前ぶれ

それでは、なぜ梅雨は六月に始り七月に終るのでせうか。これにはまづ冬と夏の天候から説明した方がいと思ひます。

冬は太陽の日射が斜に當りますので大陸は冷え、冷い空氣が溜ります。このために大陸は高氣壓となります。冬の冷い北西の季節風がこれです。反對に夏になりますと、大陸が暖まり、密度の小さい空氣が出来ますので低氣壓となり、そこへ小笠原の氣壓の高い所から暖い濕つた風が吹き込みます。夏の南西季節風が

これです。梅雨はこの冬から夏の状態に変わる際にあらはれる現象です。

冬から次第に夏に變りかけて來ますと、大陸は次第に暖かくなりますから、大陸の高氣壓は衰へ、夏の小笠原の高氣壓が發達し、次第に北西の冷い季節風が夏の暖い南西季節風が入つて來ます。六月頃になりますと大陸の高氣壓は全く衰へますが、オホーツク海や日本海の海水は流水などのために冷く、冬の名残りとして高氣壓が残ります。これが梅雨時のオホーツク海から日本海にかけて張る高氣壓です。そこへ南の小笠原から吹き出して來る氣流がぶつかつて梅雨模様となるわけです。

始ります。五月頃、沖縄方面に夏ぐれといふ雨の多い時期があります。これが梅雨の前兆です。季節が進み、夏に近づきますと、日本海、オホーツク海も暖まり、高氣壓は衰へ、北東の氣流が弱つて來ます。一方、小笠原の高氣壓は次第に強くなつて來ますから、南西の氣流が強くなり、従つて衝突面は次第に北へ移動して行きます。梅雨が南から

始り北に移動するのはこのためです。この衝突面、すなはち、不連続線が通過しますと、南西の氣流内に入り、夏の状態になりますので、天氣が良くなり梅雨が明けます。雷が鳴ると梅雨が明けるといひますが、これは不連続線が通過する際にはし

ばしば雷雨を伴ひますので、このことをいつてゐるのだと思ひます。勿論、こゝにお話したことは極く大體のこととして、梅雨の不連続線はいつでも南から始つて北に進むばかりではありません。時には反対に北から南に行くこともあり、早く進むこともあれば遅く進むこともあり、一進一退をしながら次第に北に進むのです。このために時には一度梅雨が明けて再び梅雨になる時もあります。これを梅雨の中休みといつてゐます。そして南西の氣流や北東の氣流の工合が年々違ふので、梅雨の模様も毎年少しづつ違ひ、湖梅雨になつたり永びいて凶作を起したりすることもあります。

## シリア地方の情勢

### 情勢フランス側に不利

六月八日、いよいよシリア、レバノン侵入を開始した。ド・ゴール軍と英近東軍は、佛駐屯軍から果敢な反撃を被りながらも、十一日にはシリア首都ダマスカスならびに北邊の要都アレppoへの肉薄が傳へられるに至つた。また、レバノンの首都でシリア地方駐屯フランス軍司令部の所在地であるベイルートのラジオ放送局も、すでに去る九日以來、沈黙に陥つてゐるといはれてゐる。

そして、佛本國側の推定によると、シリア地方にあるフランス駐屯軍の總兵力は僅かに一万前後で、しかも重兵器も戦車隊の裝備もないもので、戦闘機も數少く、また、ベイルート港を英艦隊が攻撃しても防禦には二隻の潜水艦があるのみで、それに反し、ド・ゴール軍及び英軍は多量の空

軍と機械化部隊を含む四万五千の大部隊であり、同時に、シリア全土に對する英國及びド・ゴール派の宣傳が積極的に行はれ、また、シリア側は完全封鎖をうけて武器食糧の輸送難にあり、その反面、英國側の補給は十分であるためにシリア一般民衆の對英依存の情も刻々と濃化を傳へられ、諸般の情勢は次第にフランス側に不利となつて來てゐる。

### 英空軍の不法爆撃

これよりさき、イラク地方の攻防戦がたけなはであつた五月中旬、英空軍のシリア飛行場爆撃が敢行され、英近東軍司令部は、「十五日、英空軍はラク、ダマスカス、パルミラ飛行場を攻撃し、地上にあつたドイツ機八機と機銃掃射を浴びせて爆破した」旨を發表し、これに對しシリア駐節フランス高等辨務官ダンツ將軍は次ぎの通り表明した。

最近数日來、ドイツ空軍はシリアの各飛行場に着陸を強行した。これに對しシリア當局は、獨佛停戦協定に基づき、可及的速かなる立退きを要求したのである。

英空軍は、十四日・十五日の兩日ならぬの警告も行はずに、パルミラ、ラクアの飛行場を爆撃し、わが方に負傷者數名を生ぜしむるに至つた。これはフランスに對する歴然たる敵性行爲である。

ついで十八日、ダントツ將軍は再び次ぎのやうな聲明を發し、英國の攻撃に對しては斷乎反撃を加へる旨を強調した。最近獨佛間に行はれた新らしき措置は、なんらシリア占領または内政干渉を意味するものではなく、單に停戦協定の實行に過ぎない。

然るに、英國はダカルでやつたことを又もシリアで繰返し、フランス人の血を流すに至つた。フランスは、求めて英國と戦ふものではないが、英國がもし攻撃するならば、吾々はこれに抵抗しなければならぬ。余はすでに本國政府より嚴重防空にあたるべきことを命令された。シリアは暴力に對しては暴力をもつて應へるであらう。

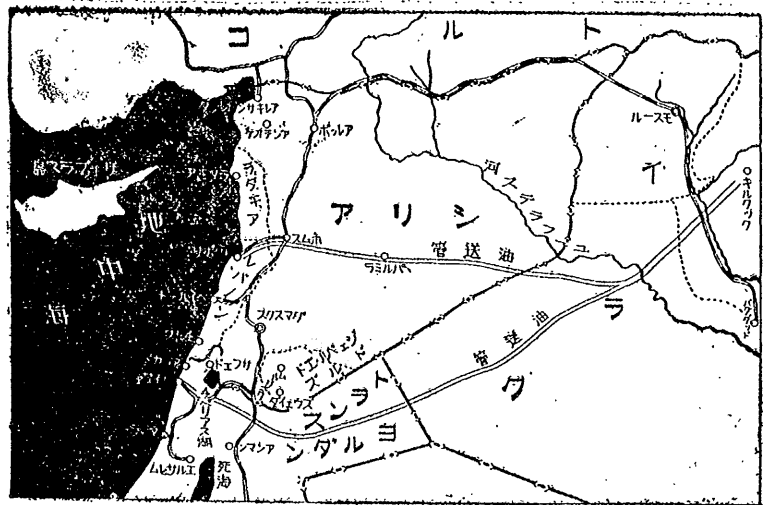
なほ、ベルジュレ佛空相は、英空軍のシリア爆撃に對し、同地方防衛のために十九日ベイルートに到着した。

#### シリアの英領事館閉鎖

かくて英空軍のシリア飛行場爆撃を契機として、シリア側の反英感情は急激に尖鋭化し、シリア佛當局は十九日に至り遂に、シリア及びレバノンの英領事館を閉鎖し、館員全部は二十四日までに國外へ退去するやう、英當局へ要請を發した。これに對し、佛本國の消息筋では、次ぎのやうに評してゐたのである。

在シリア各地の英領事館に對しその活動の停止を命じた佛官憲の措置は、英政府がロンドン駐在の佛總領事に對しその任務の遂行を許さない旨を通告したことに端を發するもので、これは英側の措置に對する報復手段である。

一方、英空軍のシリア各地爆撃は依然としてつゞけられたため、二十九日に至つて、英勢力圏たるパレスティン地方寄りのシリア國境は遂に閉鎖され、越えて六月に入り二日、シリア高等辨務官ダントツ將軍は東シリア地方に戒嚴

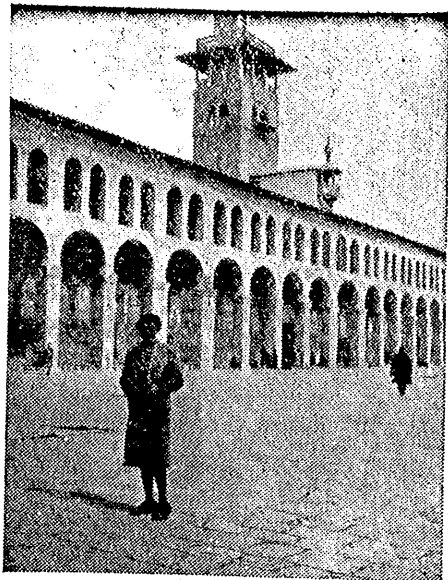


令を布く旨を宣言し、國境の監視強化に乗出したのである。

#### 佛、緊急閣議を開く

かくして翌三日に至り、チュニジアの佛空軍の一部はシリアに對する英軍の攻撃に對抗するため、極秘裡にチュニジアを出發しシリアへ向つたとも傳へられ、これは同日ウイシーで開かれたベタン主席・グルラン副首相・ウエイガン將軍を中心とする佛國緊急閣議において、シリア及びその他の佛領民地防衛が議せられたことと關聯して、フランスの對英硬化を示すものとして重視されたのであつた。

これに對し英國側は、五日、商務省を通じシリア及びレバノンを敵占領地域として取扱ふ旨を發表し、これによつてシリア地方は佛領民地のうちで英國による封鎖を最初に受けることになつたわけで、エジプト政府もそれに先立つ四日、「シリア地方を獨伊の占領下にある地域と見做し、エジプトの對シリア貿易を禁止する旨を發表した。かくて、英國側の「獨軍シリアに在り」とする宣傳は目を



マダマスの回教寺院

地方にあつたド・ゴール軍及び英軍は、遂に陸海空三方からシリア、レバノン攻撃を開始し、英外務省は同日次ぎのやうな声明を行つた。

英政府は一九四〇年六月一日、「シリア及びレバノンが敵國に占領されることを許容せず、またこの地方が敵の攻撃基地化することを黙認せず」との宣言を發した。

英政府のこの明瞭なる警告にも拘はらず、ヴィシーのフランス政府はドイツ政府との協力政策を持續し、シリア及びレバノンをドイツの空軍基地として使用せしめ、イラクの叛亂軍に對し、この地方から武器を供給した。

追つて盛んに行はれ、英機も連日シリア各地を示威爆撃し、こゝにかねてから獨伊のスエズ攻略作戦の基地と豫想され、従つて英國のエジプト防衛上の重要地點と見られてゐたシリア地方は、クレータ島の勝敗全く決するやいよいよ風雲急を告げるに至つたのである。

### 英軍、ド・ゴール軍攻撃を開始

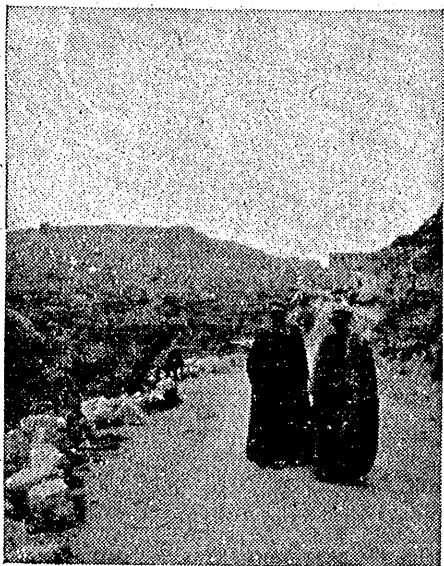
越えて六月八日拂曉パレスチンとトランスヨルダン

ドイツのシリア進出が開始されるや、ヴィシー政府はたほもシリア及びレバノンをドイツの完全なる支配下におく如き措置をつとめた。英國政府はかくの如き行動が、獨伊停戦協定の規定を逸脱するものである故に、これを黙認することが出来なかつた。以上の理由により、ド・ゴール將軍麾下の自由フランス軍ならびに英帝國軍は、八日早朝シリア及びレバノンに侵入した。同時にド・ゴール派のカトルー元佛印總督は、ド・ゴール將軍の代理としてシリア地方住民に對し、シリア、レバノン兩

共和國の自由と獨立を約束し、且つこれを保障する條約の交渉を英國との間に行ひつゝある旨の宣言を發したが、英政府はカトルー將軍のこの宣言を支持し且つこれと協力するものである。

これに對し、ヴィシーの佛政府は英軍の侵入を斷乎排撃し、全力を傾けてシリア防衛に當る旨を次ぎの通り表明した。

英軍は八日早朝シリアに侵入したが、これに對してダンツ將軍麾下のフランス軍は、全力をつくしシリア防衛に當るであらう。英政府は先般來



ドイツ軍部隊がシリアに駐屯中とか、ドイツ空軍がシリア空軍

基地を使用中なりなどと宣傳してゐるが、これは全く事實無根であり、従つてかかる虚構の理由に基つて行はれた今回の英

軍ならびにド・ゴール軍のシリア侵入に對しては、何等の正當性も認められない。

英國はすでに昨年ダカール港及びオラン港のフランス海軍を攻撃して海賊的行為を行ひ來つたが、今回またも新たな不正行為をなした。フランスは、

かかる不正に對し全力を傾けて防衛する。

### ベタン佛主席

### 斷乎反撃を命令

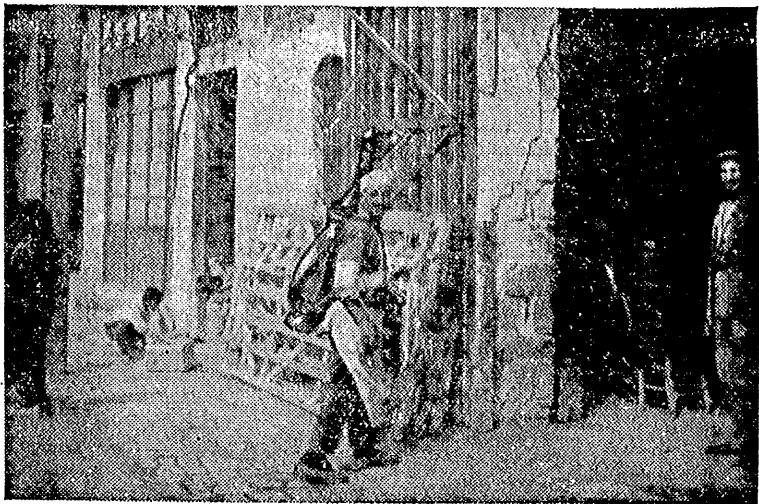
なほ、ベタン佛主席も八日、シリア地方のフランス人にあてて、次のやうな激勵の辭を送り、英軍及びド・ゴール軍に對し戦闘を開始せよと

シリア近郊(シリア)の風景

命令したのである。

シリア在住フランス國民諸君、諸君が現在居住し、その繁榮のため多年に亘つて努力してきた國土が、今日全く理由の





水を賣るアラビヤ人  
シリアのアラビヤ人

ない攻撃の目標となつてゐる。今回の攻撃もダカールの場合と同じく、ド・ゴール派の裏切者によつて指導されてゐる。これらフランスの裏切者達は英國軍の支援を受け、佛領地帯の統一並びにフランスの主権を防衛してゐる同胞の血を流すことさへも敢へて辭さない。かゝる事實を發表するのは眞に苦痛であるが、他方フランスはその宣言を忠實に守り、今回の場合もオランにおいてもダカールにおいても、或ひは又、スファツクスの場合においても決してさきの同盟國に對して、わが方から最初に武器を抱つて抗したことはなかつたのを、誇りを以て公表することが出来るのである。

しかるに、英國側は今回の暴虐なシリア攻撃に先立つて巧妙な宣傳工作を行ひ、シリア攻撃の理由として、ドイツ軍大部隊がシリアに續々と上陸しつゝあり且つまた諸君に防衛を託してゐるシリアの國土をフランスはドイツに割譲せんとしてゐるからであると、數日に亘つて來強附會の主張をして來た。現地に於ける諸君は、かゝることは全く虚偽であることを熟知してゐる筈である。

シリアに不時着した獨機數隻も、三、四臺の機體破損したものを除けば、すべて直ちに飛去つたことも諸君は知つてゐる。

シリアにもレバノンにも、現在ドイツは一兵もゐないことを諸君はよく知つてゐる。

しかるに諸君は、今、不正な聲くべき背信的な攻撃の對象となつてゐるのだ。諸君、余は自信を以て確言するが、近東におけるフランスの主権は今日まで一度も脅かされたことはなかつた、これはたしかである。

諸君の高等參謀官マンツ將軍が、既に諸君に告げたところを余はまた繰返へして、諸君は正義のため、佛領土保全のため、祖國の歴史的・傳統的權威擁護のため闘つてゐるのだ。と言はう。諸君はあくまでこれらの領土を防衛してくれるであらう。これは余の希望であり、且つ又、諸君と魂を同じくするフランス全國民の願望である。

### 獨の對シリア態度

ド・ゴール軍と英軍のシリア地方への侵入開始に對し、ドイツ外務當局は九日、

英國はクレタ島作戦の失敗を埋め合わせるため、かつての同盟國たるフランスの領土に、強盜の如く押入つた。シリア問題に對するドイツの政治的態度については、現在何もいへないが、獨

政府が極度の關心を以てシリアの動きを注視し、殊にその軍事的發展を注目してゐることはいふまでもあるまい。

と言明し、ついで翌十日、重ねて左のやうに態度を表明した。

英國今回のシリア攻撃は、政治的・道徳的に不法なるのみならず、國際聯盟の委任統治を自ら破壊するもので、國際法に悖るものである。

ドイツはフランスとの戦争に勝つたにも拘らず、その停戦協定において毫も殖民地國としてのフランスを破壊するが如き意圖なく、むしろそれを擁護して來たのである。この意味において今回の事件に對し、ドイツはあくまでフランス側に立つものである。

なほ、ベルリンからの報道によると、第三國筋消息はシリア問題の發生によつて、今次大戦は全く新たな段階に入つたとし、戦局今後の發展を次のやうに觀測してゐると傳へられたのである。

一、英佛が戦争状態に入つたことによつてフランスは、ドイツとの間に事實上の同盟關係を結ぶことになり、シリア問題を

契機に、獨佛提携は従来の政治・經濟の兩分野から飛躍して、一舉に軍事的分野に擴張され、兩國間には共同の敵たる英國に對し軍事共同戦線が結成されることにならう。

一、但しドイツが現在直ちにシリア救援に赴くか否かは頗る疑問で、ドイツがこの方面に大軍を派遣するためには、その前提として、サイプロス島攻略乃至トルコ領軍隊通過に關する獨土自治協定が實現されなければならない。かくてトルコの態度が依然として問題の鍵を握ることになるが、ドイツはイラク問題・シリア問題に關しては、スエズ作戦遂行の全般的見地からこれを解決する方針であり、東地中海作戦全體的進行状態と睨み合せて最も適當な時期を選び一舉にそれらを解決することにならう。

一、シリアにおける英佛軍の衝突は、佛領モロッコを始め佛領アフリカ殖民地全部の對英抗争に發展する可能性があり、この方面においても英軍の侵入に對する獨佛軍の共同作戦が展開されることにならう。とくに米國參戰の場合、双方にとつて最も重要な軍事基地となるダカール方面に重大な展開が豫想される。

一、ウイシーからの報道によると、同方面の消息間

には若しフランスがその要求を出せば、恐らくドイツは空軍をシリアに派遣するであらうと信じられてゐるものの、今日までの佛政府はかかる要求を提起して獨佛協力を軍事的にまで發展させる意思はないものとの観測を下してゐると傳へられ、けだし獨佛軍事協力は忽ち國際的反響を惹起し、米國との國交斷絶を招來するものであり、内政的にも反動を喚起するであらうとし、この間の事情から佛政府はドイツ側が無理押ししてまでシリア作戦に積極的に参加しないことを、むしろ希望してゐるとの見解も傳へられてゐるのである。

因みに、シリアは元來五地方から組織されてゐたが、一九二五年にダマスカスとアレppoが合併されて、現シリア共和國を形成して以來、四地方となつた。即ち、東部にあつて大部分回教徒から成るシリア共和國と、地中海沿岸地方に面し文化程度も高くキリスト教徒から成り、大シリア國への合同を回避しつづけるレバノン共和國、さらに、性質最も頑悍にして山岳重疊の地方に中世

的酋長國の面影をとどめてゐる回教徒のラクキア、ならびに、南方一帯の沙漠地方において、その住民の大多數が極めて民主的なドルーズ人から成り強硬に佛當局に反抗し絶えずシリア獨立運動の策源地たるの觀を呈してゐるジベール・ドルーズの四地方であり、それらの廣さと人口概数は次ぎの通りとされてゐる。

	平方哩	人口
シリア	四九一〇〇	一六九、七方
レバノン	三六〇〇	八六、三方
ラクキア	二八〇〇	二八、七方
ジベール・ドルーズ	二四〇〇	五、二方

シリア地方は、去る一九二二年の國際聯盟ロンドン宣言によつて佛委任統治が確認されたのであるが、一九二五年ダマスカスに叛亂が勃發し、叛徒は佛軍隊のために鎮壓されたものの、その後國內の物情は騒然として、久しい間不安の日がつゞき、一九三〇年に至つて佛當局はシリアに共和政治を布いた。しかしながら、その後もシリアの民心は依然として不穩で、遂に一九三六年九月に至りシリア代表と佛當局間に「友好並同盟條約」の締結となり、これによつ

てシリアはフランスの委任統治權下において三年後、即ち一九三九年を以て、いよいよ獨立共和國になることに決定したのであるが、シリアの獨立を認めたブルーム佛内閣の瓦解で問題は有耶無耶のうちに葬られ、一九三八年八月に至りパリで再び交渉開始となり、この年の十一月に共同宣言が調印され、一九三九年二月にフランスは委任統治權を放棄し、シリアに完全な獨立を與へ、シリアは同年九月には國際聯盟に加入することになつたが、共同宣言に調印したフランスのボンネ外相は調印後一ヶ月もたぬ間に、議會に對し批准要求はせぬと聲明するに至り、又もや物議を醸してゐたが、そのうちに今次大戰の勃發となり、情勢は激變を來したのであつた。

住民の大多數は農村居住者で農業に従事してゐるが、遊牧生活または半農半遊牧の生活を送つて牧畜を營む者も多數に上つてゐる。なほ、シリア共和國の首都ダマスカスは人口約二十三万、レバノン共和國の首都ベイルートは約十六万で、フランス委任統治政廳はベイルートに置かれてゐる。

露光量違いにより重複撮影

官廳編纂圖書だより

◇昭和十五年國勢調査内地人口數(市町村別)(内閣統計局編) 価格九五圓 定価二〇圓 送料六圓  
 ◇國民學校令及國民學校令施行規則(文部省普通學務局編) 価格七圓 定価二五圓 送料三圓  
 ◇國債統計年報(昭和十四年度)(大藏省理財局編) 価格一七圓 定価二五圓 送料九圓  
 ◇全稅局第十六回統計年報(昭和十四年度)(大藏省主稅局編) 価格三九圓 定価一四〇圓 送料内地一〇圓  
 (以上發行東京市神田區大塚一〇〇番、内閣印刷局長野東京一九〇〇番)

教學局選遊圖書だより

◇宗紙 荒木良雄著 本書は芭蕉が先驅者と仰いだ連歌歌人宗紙の日本文學史上に占める位置について、廣く史料を求めて述べたものである。(向六刊四四六頁 定価一四七圓 送料一四圓 發行東京市神田區三崎町二ノ四圓光社 振替東京一五六五番)  
 ◇國學(久松潜一著) 近世國學の國史上に占める地位は極めて重し。本書はこの近世の國學がいかんとして生誕し、いかに生長し、明治時代以後いかに展開していつたかを、概観的ながら極めて系統的によく述べてある。(刊本四一七頁 定価四圓 送料一四圓 發行東京市牛久保地方町一七五五文堂 振替東京一九五〇七番)  
 ◇漢籍の作品と時代(澤瀉久孝著) 八篇の論文を収めてあるが、何れも曾て發表したもので、概ね加筆若しくは改稿してある。卷末に附してあるその索引は極めて詳細であり、便利である。讀者は本書を精讀することによつて、著者の熱意や嚴密な態度を窺ふことができよう。(刊本二六八頁 定価九圓 送料一五圓 送料一四圓 發行東京市神田區一ツ橋二ノ三圓光社 振替東京二二二四〇番)  
 ◇民族性と世界觀(チヌクハイム著) 本書は日獨交換教授として來朝したキール大學教授チヌクハイム氏が日本の諸雜誌に投稿した論文を蒐めて一書としたものである。ヨーロッパ人の立場から日本人に寄せられた一つの意見として、我々の參考となるべきものを含んである。(刊本一六二頁 定価一圓 送料六圓 發行東京市神田區幸町二二内幸丸理學社出版部 振替東京七八三〇三番)

文部省推薦圖書紹介

◇昆虫の詩人フアブルの生涯(平野嘉彦著) 本書は上下の二冊からなつてをり、昆虫記で有名なフアブルの苦闘に満ちた生涯をその高弟のルグロ博士が一つの傳記として収録したものである。なほフアブル自身の序文が載せられてゐる。フアブルの如き科學者の態度をわが國の少年に學ばせることは最も有意義であると思ふので、國民學校高學年の少年にお奨めしたい。(向六刊四二二頁 定価一圓五〇圓 送料一〇圓 發行東京市神田區四馬路一丁目主簿之友社 振替東京二八〇〇番)

週報

昭和十六年六月十八日發行  
 編輯部 東京市神田區  
 印刷部 内閣印刷局  
 東京市神田區大塚

一部 五錢  
 (は送料共一圓十錢)  
 (外國郵便に依る地域)  
 ▲預約配達郵便の方は一部五錢(外國郵便に依る地域十錢)の割合を以て前金を送へ御注意下さい  
 ▲特大紙の場合は其の郵便代は金上差額を申し送ります

内閣印刷局發行課  
 電話九ノ内三五一一九  
 東京一九〇〇番

全國各地官報販賣所  
 各書店・譯賣店

注意  
 ▲本誌より贈答の場合には必ず「國報何種より贈答」の旨を明記し、その贈答品を情報局編輯課郵務課に送付して下さい  
 ▲本誌記事の無断翻譯は御座り致しません  
 ▲掲載記事に對する御意見を編輯部に附しての御意見も情報局郵務課にお知らせ下さい  
 ▲本誌を他へお送りの場合は郵税一部五圓  
 ▲本誌へ廣告御茶配の向は内閣印刷局へ

滿洲事變十周年  
 時代は大は陸  
 現地へ一歩



大陸に関する

旅行、通關、貨物、移住等の御質問並びに事情、講演、映畫の必要は左記へ(無手数料)  
 東京支店 電話東京二八三二  
 大阪支店 電話大阪二八三二  
 神戶支店 電話神戶二八三二  
 名古屋支店 電話名古屋二八三二  
 中區榮町一丁目電話本局四七二二  
 同 教養部在員事務所 四七八  
 同 朝鮮支店支店支店 三三四〇  
 同 長崎支店在員事務所 四七八  
 同 下關支店支店支店 一九六二  
 同 新潟支店支店支店 二七八八  
 同 小樽支店支店支店 四七五〇  
 同 小樽支店支店支店 四七五〇

滿洲鐵道總局

官廳編纂圖書だより

◇昭和十五年國勢調査内地人口數(市町村別)  
 (内閣統計局編) (昭和十五年) 定價二〇〇錢  
 ◇國民學校令及國民學校令施行規則(文部省普通學務局編) (昭和十四年) 定價二五錢  
 ◇國債統計年報(昭和十四年度)(大藏省理財局編) (昭和十四年) 定價二〇〇錢  
 ◇全稅局第六十六回統計年報書(昭和十四年度)(大藏省主稅局編) (昭和十四年) 定價一〇〇錢

教學局選遊圖書だより

◇宗祇(荒木良雄著) 本書は芭蕉が先驅者と仰いだ連歌歌人宗祇の日本文學史上に占める位置について、廣く史料を求めて述べたものである。(西六回四四六頁) 定價二七〇錢  
 ◇國學(久松義興著) 近世國學の國史上に占める地位に極めて重い。本書はこの近世國學がいかんして生誕し、いかに生長し、明治時代以後いかに展開していつたかを、概観的ながら極めて系統的によく述べてある。(昭和十四年七月發行) 定價四四〇錢  
 ◇萬葉の作品と時代(澤田久孝著) 八篇の論文を収めてゐるが、何れも曾て發表したもので、重ね加筆若しくは改稿してある。卷末に附してあるその索引は極めて詳細であり、便利である。讀者は本書を精讀することによつて、著者の熱意や嚴肅な態度を窺ふことができる。(昭和十五年六月發行) 定價二〇〇錢  
 ◇民族性と世界觀(橋本文次著) 本書は日獨交換教授として來朝したキール大學教授デュークハイム氏が日本の諸雜誌に投稿した論文を蒐めて、譯したものである。ヨーロッパ人の立場から日本人に寄せられた一つの意見として、我々の參考となるべきものを示してゐる。(昭和十四年六月發行) 定價一〇〇錢

文部省推薦圖書紹介

◇昆虫の詩人フアブルの生涯(平野盛男著) 本書は上下の二冊からなつてをり、昆虫記で有名なフアブルの苦闘に満ちた生涯とその高弟のルグロ博士が一つの傳記として収録したものである。フアブル自身の序文が載せられてゐる。フアブルの如き科學者の態度をわが國の少年に學ばせることは最も有意義であると思ふので、國民學校高學年の少年にお奨めしたい。(西六回四二二頁) 定價一五〇錢

週報

昭和十六年六月十八日發行  
 印刷局 内閣印刷局  
 印刷所 東京市麹町区大寺町

定價 五錢

所 達 申 價 定  
 内閣印刷局發行課  
 全國各地官報販賣所  
 各書店・驛賣店

注意  
 ▲本誌より轉載の場合には必ず、週報發行所より轉載の旨を明記し、その轉載誌を編輯局に送附し、御返答を仰ぎ下さい。  
 ▲本誌記事の無断轉載は御許り下されません。  
 ▲御意見も週報編輯部にお知らせ下さい。  
 ▲本誌を長くお読みの場合は御送付の御返答は郵送にてお願い致します。  
 ▲本誌へ廣告御依頼の場合は内閣印刷局へ御依頼下さい。

滿洲事變十周年

時代は大は陸  
 現地へ一歩



大陸に関する

旅行、通關、貨物  
 移住等の御質問並に  
 事情、講演、映畫の  
 お需めは左記へ  
 (無手数料)

- 東京鮮滿支案内所 電話東京二二八二
- 大阪鮮滿支案内所 電話本町一七〇〇
- 同 現安土町 電話本町一七〇〇
- 同 名古屋出張所 電話本町一七〇〇
- 同 中國茶町一丁目電話本局四七二二
- 同 教養駐在員事務所 電話本町一七〇〇
- 同 朝鮮滿支案内所 電話本町一七〇〇
- 同 海軍通關前事務所 電話本町一七〇〇
- 同 長崎駐在員事務所 電話本町一七〇〇
- 同 萬里町七八 電話本町一七〇〇
- 同 下關鮮滿支案内所 電話本町一七〇〇
- 同 新潟鮮滿支案内所 電話本町一七〇〇
- 同 小樽鮮滿支案内所 電話本町一七〇〇

滿鐵鐵道總局

週報 週報は民一億の同覽板

報

昭和十二年十月二十八日發  
昭和十六年六月十八日發  
三種郵便物並可 (毎週一回水曜日發行)

支那事変

附金増割

貯蓄債券  
報國債券

一枚十円・五円

賣出 六月十四日ヨリ

七月十日マデ



大藏省  
日本勸業銀行

内閣印刷局印刷發行

(判LA51格規定國はさき大の書本)